

1. 議事日程

〔平成27年第2回安芸高田市議会6月定例会第5日目〕

平成27年 6月23日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

8番	大下正幸	9番	水戸眞悟
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	沖野文雄
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	武岡隆文	市民部長	小笠原義和
産業振興部長	清水勝	福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	河野雄二
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司

政策企画課長 西岡保典

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利



午前10時00分 開議

- 山本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において8番
大下正幸君、及び9番 水戸眞悟君を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 山本議長 日程第2、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順といたします。
質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でござい
ますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。
なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等
の発言をし、明確にわかるように願います。
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

- 12番 宍戸邦夫君。
○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。
あらかじめ大枠2項目につきまして通告をいたしております。
まず甲立古墳についてお伺いいたします。
甲立古墳は、平成20年1月、甲田町の山林で発見されました。これまでの
調査の結果では、4世紀後半の前方後円墳で全国的にも余り例がなく貴重と
されています。
国史跡指定に向け取り組みが行われていますが、国史跡に値すると思われる
内容と今後の予定をお聞かせいただきたいと思っております。まず、教育長
にお願いいたします。

- 山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
教育長 永井初男君。

- 永井教育長 おはようございます。
ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。
甲立古墳が国史跡に値すると思われる内容と今後の予定についての御
質問でございます。
甲立古墳は、昨年度、発掘調査を完了し、このたび調査報告書を作成
いたしました。また、同時に家形埴輪の復元並びにレプリカの制作も行った
ところでございます。
現在、7月末の国史跡申請に係る意見具申に向けて、文化庁並びに県

教育委員会からの指導を受けながら準備を進めているところでございます。

まず、甲立古墳の価値づけでございますが、大きく、3点あると考えております。まず1点目は、最も顕著な成果と言えますが、家形埴輪が5基並んだ、当初の状態・配列を確認できたことでございます。全国的なこれまでの調査例に照らしましても、同様な例はなく、前方後円墳における埴輪を用いた祭祀の実態が明らかとなったことは今後の研究に大きく寄与する成果と言えます。

2点目といたしまして、この古墳の墳丘や出土した埴輪の形態、つくり方などから、これまで県内の古墳では例のない、「畿内色」、いわゆる当時の国の中心があった奈良、大阪地域の古墳で見られる要素が極めて顕著な古墳であることです。この「畿内色の強い」前方後円墳が地方であるこの地で作られた意義、意味を考えると、日本史的な視野で評価される重要な古墳である点でございます。

そして3点目といたしましては、家形埴輪1基が、8割以上の部材、破片が残っており、ほぼ完全に近い形で復元できました。こうした完全に近い復元例は全国でも極めてまれな例でございます。こうしたことから日本を代表する家形埴輪の一つと言っても過言ではない発見であると考えています。

次に、今後の予定でございますが、今年度、国指定となりましたら、記念事業を実施し、市民及び市内外に対して、広く周知を図ってまいりたいと考えております。例えば、博物館での甲立古墳展やクリスタルアージョホールでの甲立古墳シンポジウム等でございます。

また、次年度になりましたら、文化庁及び県教育委員会の指導を受けながら、保存管理計画並びに整備計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 全国的にまれな、貴重な財産が、宝が、この安芸高田市で発見されたという意義は、安芸高田市のまちづくりにとって大変大きな意味があると思います。この宝をどういうふうにして生かすかということが、今後の課題であろうと思います。

先ほど、これからの取り組みの中で、時期的なものがいつごろ国指定になる可能性があるかどうかということが触れられたかどうか、ちょっと私、聞き落としたかもしれませんが、大体の予測をお知らせいただければと思います。

そのことは、例えば、地元のほうでも何かこのことについて催しものをしてみたいとか、古墳祭りみたいなことをやったらどうかとか、いろんなことが出ておりますので、そこらについて準備もありますから、そういうことを少しお聞かせいただきたいと。ただ、これは国が決めることで

すから一概にはならないと思いますが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の、いつごろに国指定となる見込みかということでございますが、議員御承知のように、安芸高田市は意見具申をするという立場でございます。この意見具申を7月末を予定しております。その後、国の担当官のほうで審議会のほうへ、今度は答申をするという流れになっておりますので、今私たちが見込んでおりますのは、秋、11月末ぐらいが国の指定になったという、そういう報告をいただけるのではないかと、いうふうに考えておるところでございます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 このことにつきましては先ほど申しましたように、国が取り組むことであり指定する権限を持っておりますので、安芸高田市から一概にはどうのこうのと言うことはないと思います。

この甲立古墳がこれまでに何回か安芸高田市の広報にも掲載されましたし、今回、6月号においてもより詳しくこのことについて説明がされております。

よって、市民の皆さんは大変関心を持っておられて、興味のある方は特に持っておられるということもあります。今後、このことを積極的に市民に啓発をしながら、国指定へ向けての期待を高めていくということが大事じゃないかと思います。

今後ともその都度でもいいんですけど、情報というものを市民に知らせる工夫をしていただければと思います。

次に、移ります。

これほど貴重は宝が出たということで、今後、教育的な活用というお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず、学校教育での活用はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。学校教育における甲立古墳の今後の活用ということでございます。

甲立古墳は発見以来、これまでも小・中学校の社会科授業での現地学習や教職員の研修等で活用しているところでございます。

また、少年自然の家を活用した、いわゆる「輝り里合宿」の活動メニューの一つとして、博物館の見学とあわせて甲立古墳の現地学習を実施した学校もございます。

このたび、教育委員会で発行しました郷土理解学習のための副読本におきましても、小学校編・中学校編ともに、甲立古墳を取り上げており、

副読本に書かれている内容に加え、今後の古墳の調査・研究の進展とともに新たな知識・情報を得ることのできる、まさに「生きた教材」として、今後も学校教育の中で積極的な活用ができるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 この6月20日の土曜日に、クリスタルアージュの4階でふるさと応援の会の総会がございました。私も出席をさせていただきました。

そのときに、関東支部から会長さん、副会長さん、支部長さん2名が来られて、そのときに行われた古墳の講演会があったわけです。これは財団法人の沖田文化課長さんがやられたわけですがけれども、私、ちょっと今の関東支部の人と知り合いましたので話をさせていただきますと、私たちが小さいころは甲立古墳だなんて全くなかったと。眼中になかった。しかし、今ふるさとで、そんな宝が出たというのはありがたいと、こういうふうな話もちょっとしておられました。

そういうことから考えてみますと、この学校教育におけるこの甲立古墳の存在というのは、ある意味で、例えば、安芸高田市に残る子どもさんもいらっしゃるけれども、遠く県外へ出られる方、そして時々ふるさとを思う、そういう心の間にこの甲立古墳のことも記憶があれば、私は安芸高田市としての歴史的な価値がより高まる、そしてふるさとを思う気持ちも歴史がつながってきておるということでさらに思いを深くしていただくきっかけにもなるのではないかと思います。

そういうことからして、この古墳だけじゃないんですけども、特にこの貴重な、広島県でもないような、全国的でもまれなこの財産を積極的に学校教育でも取り上げていただいて、将来、ふるさとを思う心につながるような取り組みができればなと思います。

そこらについての教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 今、宍戸議員が御指摘のお考えと、私も全く同感でございます。

このたび、小学校編・中学校編の地域教材、学習副読本を作成させていただきましたのもそのようなところに根底の思いがございます。

こんにち、急激に社会が変化しております、社会が求める人材も大きく変わってきております。グローバル化という言葉に代表されるように、本当に国レベルではなくて、世界的視野に立った、これからどう生きていくかということを視野に入れた子どもたちに対する教育が必要だろうと思います。

ただそのときに、議員御指摘のように、幾ら時代が変わってもやはりふるさとに対する思い、要するに、合併をして10年がたった安芸高田市に対して子どもたちが自信や誇りを持つ。そのためには、ふるさとを知る必要がございます。ふるさとを知ることによって、日本の社会を知る

ことができますし、日本の社会を知ることによって世界的な視野での状況を見る子どもが育っていく。その結果として、安芸高田市に残ってふるさとを支えてくれる子どもが出てくれば、それはそれで喜ばしいことですし、自分の持つ可能性であるとか、夢を果たすために一時的に安芸高田市を出ていく子どもも育っていく。これはこれで、また尊重すべきだろうと思います。

したがって、いずれにしても将来子どもたちがどこで住もうと、やはりよって立つところは安芸高田市、我がふるさとということが基盤になると思いますので、そこらを踏まえて、このたび発行しました副読本あるいは地域にはまだまだたくさんの宝がございますので、そのあたりを中学校卒業するまでには何とか子どもたちが同じように学べるような学校の教育体制にしていきたいと考えているところでございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 本当にいい答弁、ありがとうございました。

これは、将来につながる、夢が持てる一つの財産だろうと思います。ぜひ、その点についてしっかりお願いしたいと思います。

次に、社会教育、生涯学習の分野ではどうお考えですか、お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

社会教育における甲立古墳の今後の活用ということでございます。

甲立古墳は、国史跡レベルの貴重な文化財であり、適正な保存管理に努め、永く後世に引き継いでいく必要があります。

そのためには、安芸高田市の宝として市民に啓発し、市民の誰もが郷土の誇りと思えるように、啓発を含めて取り組みを進めることが重要と考えております。

現在、歴史民俗博物館では、速報展として、昨年度復元しました家形埴輪を中心とする出土遺物を展示しており、将来的には、博物館の常設展示に加えていきたいと考えております。

また、家形埴輪のレプリカにつきましては、今年度、各小中学校を巡回して説明会を行い、その後は、地元である甲田文化センターミュージアムへの常設展示を検討しているところでございます。

なお、市民セミナー等におきまして、これまでも甲立古墳の現地説明会を行ってきておりますが、今後も取り組みを続けていきたいと考えておりますので、御理解をいただけるようよろしくお願いいたします。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これは、学校教育はもちろんですが、大人社会の学習にも活用していただければ。そして、初めて出てきた財産を市民の皆さんが改め

てその情報を共有して、この安芸高田市が誇りに思えるまちづくりの一つになればと思うわけです。

これは、議会議員だからいただいたのかどうかわかりませんが、甲立古墳ということで、発掘調査報告書があります。これ、膨大な資料で、本当に貴重な財産になってくるだろうと思います。

このことにつきましては、これにかかわられた監修、編集をされた皆さんはもとより、発掘調査にかかわった皆さんに本当に敬意を表したいと思います。

その中で、最後の終わりの言葉の中にこういうことが書いてあります。ちょっと朗読させていただきたいと思います。

「最後に、行政としてこの古墳が地域の宝、誇りであり、その価値を広く啓発し、市民との共通認識の中で十分な保存活用策を講じていくことが今後に求められる。本書は、発掘調査の事実関係を中心にまとめられたものであるが、今後の保存活用、調査・研究の基礎資料として活用されることを望みたい。」とこういうふうに結んでおられるわけですね。

ですから、このことについては、この古墳そのものもそうですけど、この報告書そのものがこれからの安芸高田市の一つの財産にもなるということで、この中身についても市民の皆さんに積極的に何かの形で報告できればと。それぞれ配るとするのは大変でしょうから、欲しいという方があれば販売できればこの上ないと思いますけれども、この財産を広く市民に知っていただく。そして、そのことが子どもの教育にも家庭内の中でも話ができるような仕組みづくりも大切じゃないかと思います。

その点について、教育長のお考えをお伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御提言、貴重な御提言というふうに受けとめさせていただきますと思います。

先ほども答弁で申しましたように、これから広く啓発も含めて周知をしていくということが最も大事だろうというふうに考えております。

調査書そのものは、ちょっとやっぱり専門的な内容が当然のこととして含まれておりますので、先ほど議員のほうからもありましたように、「広報あきたかた」でありますとか、あるいはマスコミの協力をいただくとか、時期を逃さないようにさまざまな形で市民レベルの広報に努めていきたいというふうに考えております。

販売等につきましては、今後、担当課のほうとまた前向きに検討してみたいと思います。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 ありがとうございます。

この間、20日の、沖田さんの甲立古墳の講演の中で、博物館へ展示しておる内容が大変好評だということで、ここで宣伝をしておきたいと思

いますけれども、この展示が、平成27年4月22日から6月28日までだと
してありました。しかし、余りにも好評ということで、7月20日まで継続
するというのであります。ぜひ、市民の皆さんもこの機会に行って見
ていただければ、また新聞や広報で見るのとは、また別の視点で感ずる
ものがあるのではないかと思います。博物館の代表じゃありませんけれ
ども、一応宣伝しておきたいと思います。

次に、市長にお伺いしたいと思います。

これからのまちづくりにどう生かされますか。お考えをお聞かせくだ
さい。

○山本議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

これからのまちづくりにどう生かすかということでございます。

甲立古墳の重要性、価値につきましては、先ほどの教育長の答弁のと
おりでございます。私もこれは重要な宝だと認識しております。

甲立古墳は、甲田地域の宝であり、安芸高田市の宝であることは、揺
るぎないものであります。

地域住民の皆様が、郷土の宝として認識するとともに、郷土愛を育み、
甲立古墳を後世に残していくために、また、甲立古墳をまちづくりの核
の一つとして活用していくために、まずは、国史跡指定となることが最
重要であると考えて、これまで考慮してきました。

現在、教育委員会において、県、文化庁の指導をいただきながら、国
史跡指定に向けて、ステップを一つずつ進めておりますので、まずはそ
の動向を見守っていききたいと。

また、国指定が確かなものになりましたら、この結果を踏まえて、ま
た次の展開を図っていききたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思
います。

○山本議長 　　以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　　安芸高田市の宝として位置づけるということは当然あろうと思
います。

これが、やはりまちづくりにどう生かされるのかというのが今後の課
題であって、国指定は国指定としての最終目的ではないと思うんです。

これだけではないんですけれども、歴史・文化を大事にするというの
は、以前から市長は神楽のことについてもそれぞれの文化の伝承を大事
にするという取り組みでこれまでやっておられますし、新たな宝が出た
ということでいろんな工夫をしていく必要があろうと思っております。

先ほどの教育長の答弁にもありましたが、全国的にもまれだというこ
とになりますと、これはふるさと応援の会に対しても発信するとか、全
国に発信していくことがこれから可能になってくるのではないかと思
います。ただ、国が指定されるだろうと私も思っておりますけれども、国
が指定されないとしても、大切な宝だろうと。これは安芸高田市だけで

はなくて、広島県の宝でもあると思います。

この間の講演の説明でも、日本海側、瀬戸内海側にそれぞれ古墳がある。その中間に、この安芸高田市にこれだけの規模の古墳が畿内に繁栄したような古墳があるという意味が、広島県でも大事な財産だろうと思うんです。

ですから、国指定になるとは思うんですけども、ならなくても、まちづくりに対する取り組みは大事なのではないかと思います。市長のお考えをお聞きいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この歴史的な遺産については非常に難しいところがございまして、この甲立古墳は私、文科省と協議しています。そのときに2つ方法がございました。

1つは、国の言うことを聞いて、ちゃんと国のスケジュールどおりにやると。もう1つは、うちの単独費を使ってやるという方法がございませぬ。そのときには、出た宝は私の自由になるということなんですけど、国の制約がつくということです。

ただ、公園事業とか、あとの事業の展開を踏まえた場合には、こっちの後者のほうがベターじゃないかと。いわゆる国の言うことを聞いたほうがええということで国の指定ってということです。県のほうも県の支援を受けようと思っても国指定が前提になってきます。

ただ、確実になると思いますけれども、せっかく聞いた以上は、国の支援も受けていきたいと。これからは。そのために言うことを聞いたわけですから。

今、事業団に委託していますけど、うちの方向性も決めていかないけん。今後、事業団に委託するにしてもお金を用意せないけんですから。委託事業ですから。市としてどう考えるかというのが、これからの課題です。私が興味あるのは、甲立古墳の外郭の調査が終わったんですよ。この埴輪の配列だとか、これ非常に評価を受けてるんです。問題は、今度は中の本体、これも国が非常に慎重です。その指定のときには、そういうことも一緒に協議していきたいと思います。その中を掘るときには、そのことの価値が今度はうちの宝としての価値が上がるようなこともしていかないけん。

私の考えは、今までずっと国と相談してきたわけですから、これからはそういうことについても要望なりをしていきたいと。このことがあるということなんです。ただ、指定にしたいだけじゃなしに。指定という行為は約束してますので、多分してくれると思うんです。

指定に伴ってこういうことがありますよ。指定はしたんだけど、中は掘っちゃいけないよと。外だけ公園として整備しようじゃないかと。ちょっと国の予算が要るよとかいうこともあるかもわかりませぬ。看板とか公園とかいうのは割と前に行けると思うんですけど、もっと一つつつこ

んだことになってくると非常にハードルの高い話になりますので、ここらをもっともっと文科省とか県教委とも相談していきたいと思います。ここのハードルがもう1個あるということです。今、約束されていません。国指定になっても多分今の状況だったら、少しの間ちょっと囲いをして保管をしておく。今後逆に、本格的に掘るにはどうして掘るのかという議論をまたしてくると思うんですよ。それぐらい、この甲立古墳ってというのは国も重要視されているので、そういうことで御理解をしてもらいたい。時間もかかるんだと。

ただ、このたびで全部終わったということじゃないので、次の展開をどの程度まで行政でやっていくかというのは課題でございますので、ここでこういうことがあったんですよと、外郭はこういう古墳があったんですよということは言えますので、こういうところは現地とか資料博物館を通してしっかり市民に啓発をしていきたいと。

肝心な中身の話もでございますので、ここはもっと時間をもらいたいということでございます。決してほうっておくんじゃないしに、こういう大きな問題を後ろに控えていることだけは御理解してもらいたいと思います。

うちが勝手にやらんということもあるということだけ御理解をしてももらいたいと思います。勝手にやるという方法もあるんですけど、そしたら国が今後、面倒を見てくれんということになりますので難しい選択になると思います。これははっきり決めてやらんと、せつかく事業団のほうに委託したんですけど、次は何を委託していくとか、次のメニューがまだ決まらんような状況なので、しっかりとこれも次につながるような方向で考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。非常に難しい課題なんです。よろしくお願ひします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 これ確かに、安芸高田市独自でどうのこうの言う問題ではないと思います。国が大きくかかわる問題ですから、この国の成り行きを見ていくというのも当然のことです。

この甲立古墳にかかわって、先ほど教育長のところでも話をさせていただきましたが、その地域地域で何か古墳祭りとかをしたらどうかという話も出ておまして、地域振興会の中でもちょっと出ています。多少経費もかかるだろうと思いますが、私は行政が主導で何か催しをするということもとても大事なんですけど、その地域、地域で何か催しをする。

例えば、簡単なことなんですけど、この甲立古墳が発見されたときに、甲立小学校の児童と地域振興会の皆さんが一緒になって案内板をつくった。これは広報にも教育委員会のほうで載されましたし、このことをきっかけに小さいことを積み重ねることが教育といいますか、まちづくりになるんですね。大きなことをやるのも大事ですけど、小さいことだと

思いながら、何かふるさどにつながるようなことがこれから出てくると
思います。そういう点についても多少経費がかかるかもしれませんが、
支援できる範囲内で支援をしていただくことがどうか、お考えをお聞き
したいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今執行部のほうで考えているのは、そういうような記念事業ですね。
国指定になったという、一つの記念事業というのはやってみたいと思っ
ています。それからシンポジウムとかに偉い先生に来てもらって、市民
の方々にこの古墳はこうだということをしっかりと訴えてもらうという
ようなことも考えて含めたことをやっていきたいと思っています。

ただ、それも決まりましたという事実がないとやっぱり行政だけで前
に行けないので、もう確実にやる予定なんですけど、そこの手順を踏ん
でやるということで理解をしてもらいたいと。我々が今考えているのは、
記念イベントとかシンポジウムとか、市民をあげての学校の教育参加と
か、こういうことはしっかり考えていきたいと思っています。

何ができるかはまた御相談をさせてもらいたいと思いますけれども、
今のところそういう方向で考えていきたいと思っています。お金のかかる
話じゃないので、やっぱり市民の方々もしっかり喜んでくれると思ひ
ます。ただ、これで終わったということじゃないことだけさっきから言
っていますので。それだけこの甲立古墳が価値があるということなんです
よ。次のステップもありますよということだけ含んでおってもらいた
いと思います。よろしくお願いします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 一応、私の思いは大体この辺までなんですけど、これから続くと。
1600年前のことが今回発見されたという、これは歴史が長い。その歴史
はまた次につながるということですから、ぜひこれをまちづくりに大い
に生かしていくと。これは、行政はもちろんなんですけど、一般市民の皆さ
んも知恵を出していくということが大事だろうと思います。

今後、国指定になることを期待して、この質問については終わりにさ
せていただきたいと思います。

次に、JR芸備線の活性化について、市長にお伺いいたします。

第2次安芸高田市総合計画が策定されました。その分野別計画に公共
交通体系の整備について施策の目標と方針の中で、現状と課題、具体的
施策、施策実現に向けて取り組みが示されています。

近年、急速に進む人口減少、少子高齢化の中で、これから公共交通へ
の依存度はますます高まると思います。今回、JR芸備線は安芸高田市
にとって通勤・通学はもちろんのこと、都市との交流、観光、地元産業
の振興など、まちづくりに欠かせない主要路線の一つです。そして、そ
の活性化は、国の重要施策に掲げる地方創生に大きくかかわるものと思

います。

また、ことしは特に芸備線100周年に当たることから、JR芸備線に関してお伺いするわけです。この計画の具体的施策に鉄道沿線の利用促進に向けて目標指標を定めての取り組みが示されています。

まず1つ目として、「住民生活の利便性の向上に向け、JR芸備線及び三江線について関係機関との連携協力を強化し、活性化を図ります」とあります。現状と課題に沿った取り組みだとは思いますが、より具体的な取り組みについて、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、住民生活の利便性の向上に向けたJR芸備線、並びに三江線の活性化に係る、具体的な取り組みについてのお尋ねであります。

御承知のとおり、JR芸備線を利用する住民の利便性の向上や、利用促進等については、沿線自治体である広島市、安芸高田市、三次市、庄原市の4市で「芸備線対策協議会」を組織し、緊密な連携を図っているところでございます。

また、同様にJR三江線につきましても、本市をはじめ、沿線の3市3町で「三江線活性化協議会」を組織しております。

とりわけ、芸備線は、通勤・通学をはじめ、通院、買い物等、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であります。これまでも列車の便数確保や高速化、施設の改善等について、JR西日本に要望や提言を行ってきたところであります。

こうした一方で、自家用車の急速な普及により、芸備線等のローカル路線では、利用者が大きく減少していることも事実であります。今後、路線の維持・存続も含め、取り巻く環境は年々厳しさを増している状況でございます。

このような中、今年、JR芸備線開業100周年という記念すべき年を迎えました。100周年を祝う横断幕の掲示や記念写真展の開催など、関係市町と沿線住民の協力の下に、多様な関連イベントが開催されたところでございます。

「芸備線対策協議会」におきましても、この開業100周年を機に、さらなる芸備線の活性化に向けた取り組みの一つとして、県北3市をめぐる1泊2日のツアーを企画し、広島市内からの誘客にも努めたところであります。言うまでもなく、JR芸備線は、今後も、沿線住民の通勤・通学、買い物等の交通手段として、また、広島市と県北3市を結ぶ都市間交流の手段として、さらには、県北の観光振興や産業振興につなぐ手段として、その役割は必要・不可欠なものであると認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、芸備線等のローカル路線の維持・存続に対しては、利用者数の減少に歯どめをかけることが鍵となりますので、沿

線住民の皆様はもとより、沿線以外の皆様方にも、ローカル路線が置かれている現状を御認識いただき、機会あるごとに御利用をいただくよう啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 1つの事業をなし遂げるためには、行政の責務とか市民の責務、いろいろあると思います。両方がそろって初めていい事業になると思うんですけれども、先ほど私が質問させていただいたことは、特に行政としてできることを質問させていただきました。

その中で、芸備線対策協議会というものが発足しております。これは1985年、昭和60年というふうに新聞には載っておりましたし、それが今もって続いているんだらうと思います。

御承知のように、安芸高田市は交通の要所だらうと思うんです。中国自動車道が走っておりまして、そこに停留所が3つあるんですね。美土里と北の関宿のところと高宮。それに乗ってあそこの付近の人は多く通勤・通学をされておりますし、国道もあります。国道も三次から広島までつながっておりますし、それから県道もある。主要地方道広島・三次もあります。鉄道もあるわけです。そういう意味では、利便性が十分図られているまちだらうというふうに思うんですね。

それで、芸備線も今回100周年ということですから、芸備線についてのみ質問しておりますが、甲立駅、吉田口駅、向原駅と、この安芸高田市には3つ駅があります。これを利用して通勤・通学の人もたくさんいらっしゃるわけです。これには、三次からのお客さんもおられますし、そういうことを考えたときに、この芸備線というのは、全てそうなんですけど、自家用車で今まで広島へ行くという手段とはまた別に、今の中国自動車道のバスを利用するというのとあわせて、公共性が特に高くて利用する人にとっては大変便利になっております。

ただ、利用するにあたって利用者の皆さんからいろいろ話を聞かせていただきました。もうちょっとスピードがあったらいいなというふうにも言っておられました。しかし、今みよしライナー、通勤快速が走っておりまして5本ぐらい走っておりますが、それが甲立から広島までは1時間5分から7分です。それぐらいでしたらまあまあいいんですけど、あとは1時間20分以上かかるということがあります。余りぜいたくは言えませんが、そこらを何か改良できないかという声もあります。

しかし、これは御承知のように、安芸高田市の問題だけではなくてJRという民間企業がやっておりまして、採算があわないことはしないということになりますので、費用対効果をとりますので。そういうことから考えて、行政としての取り組みとして、庄原三次、先ほども芸備線対策協議会の話はされましたが、そこらと一体的な取り組み、これまでも取り組みはしておられますが、今後、地方創生、「まち・ひと・しごと

創生法」があります。これらは特に近隣の市町との関連性をいっておりますし、今特に国もコンパクトシティ、広島のみちをちょっと活性化してってというふうなこともあるようですから、そういうところを活用して、国とJRと県と近隣市町村、もう1回新たな視点でこの芸備線の活性化の取り組みを強化していくべきではないかなってというふうに思います。

この芸備線が開通して100年ということになります。この100年の歴史がこれからも続いてほしいし、続けていくべきだろうと思いますし、先ほど申しましたように、高齢化が進むに当たっては自家用車での利用というのはなかなか困難になる可能性も高くなりますので、そういった連携を特に強化して、特に地方創生法の中には国の責務とか県の責務、地方公共団体の責務とか事業所の責務、JRですね。そういう市民との努力、こういう5つに大きくわけで箇条書きで書いてあるわけです。そういうこの法律がある間に新たな視点で、このJRの芸備線の活性化をどう取り組むかということは大事なんじゃないかと。これが将来につながっていくというふうにも思いますが、その点、市長はどうお考えでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 芸備線を使った活性化は非常に大事だと思っています。このたびの地方創生があってもなくても、やっぱりこの大事な幹線を利用しない手はないと。これ、よそにないような宝でございますので。

ただ言えることは、今芸備線が、国鉄とJRが違うんですね。皆さん同じかと思ってるんですが、JRというのはもう採算性を先に出しますので、国鉄時代は赤字になってもエレベーターをつくってあげるよとか、いわゆるおねだり型の行政はないんですね。もうそれは国民がしたことなので。ただやっていくためには、お互いに共存できるような線を探していけないけん。我々のここでやってることが、ちゃんと国鉄のお客さんの増加につながりますよということですね。こういうことを行政としてしっかり提案していけないけんと思います。

今、検討しよることは、例えば、農園がございますよね。市内の方から農園を求めて、うちの農園へ、芸備線を使って来たら農園はただでも使ってくださいとか、こういうことでもせないけんと思うんですね。いわゆる向原とか沿線地に農園があれば、そういう市内の方々に来てもらいたいということで。補助金を使っても1回ならいいんだけどずっと末代使うんじゃないかだめなので、そういうことをしながら、うちもこれするから、あなたもちょっとやってくれと。

先ほど言われたこと、私何回もJRとやってますけど、卵が先かにわとりが先かという議論なんですよ。便数が少ないじゃないかと言ったら、人が乗らんけっていうんですね。そしたら、やっぱり市民の方々にも手段として使うような啓発もかけていけないけんと思いますよね。そうい

うようなことをしっかりと総合的に考えることによってこれができるので、国鉄の経営状態を考えてあげながら、それからまたうちのこととリンクできる場所をしっかりとこれから模索していきたいと。

また、市民農園とか、今のうちの文化とかいうのはちょっと言えるんじゃないかと思っていますので、このうちの宝を生かしながらJRと結びつけるのもいいんじゃないかと思っています。

これ、誰も考えることは簡単なんですけど、なかなか実行できないということがあるので、これから真剣に考えていきたいと思います。これは大事なことなので、足元に置かんように考えていきたいと思いますので御理解してください。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 繰り返しますが、今までの質問は行政としての取り組みということで質問しております。

利用客の皆さんがいろいろスピードアップしてほしいとか、いろんなことを言われるんですけど、少なくとも列車が快適な列車になればいいなというふうに言っておられました。お互いに向き合って座っているんですけど、その間隔が短くて、今ごろの若い人は身長が高いものですから、足と足がくっつくというようなことがありまして、その列車が何とかなればいいなという希望も言っておられました。確かに利用される側にとっては、ほとんど毎日のように利用されているので、そういうふうなことも言われております。

私もいろいろと広島からよそのまちへ行くこともありますが、電車になっておりまして電化されておりますし、列車そのものも快適ですね。芸備線が悪いと言ったんじゃない失礼なんですけど、そういうふうなことも利用客をふやす一つの手段かもしれません。そういったこともできるだけJRのほうにもお願いするということしかないのかもしませんが、そういうことがこの法律のある間に、他の市と連携をしながら取り組むということも私は大事なんじゃないかと思います。

それから、次に移ります。

先ほど市長の答弁の中にも触れてありましたが、通勤・通学、買い物等、日常生活における住民のJR芸備線及び三江線の積極的な利用を促進をしますとあります。より具体的な取り組みの考えをお聞かせください。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

通勤・通学、買い物等、日常生活における、住民のJR芸備線及び三江線の積極的な利用促進にかかる、具体的な取り組みについてのお尋ねでございます。

基本的には、先ほどの答弁と共通するものには変わりはありませんが、

J R芸備線並びに三江線の利用促進対策につきましては、これまでも、路線の維持・存続を堅持する観点から、沿線市町や関係機関と緊密な連携を図りながら、さまざまな取り組みを講じてきたところでございます。

そうした中で、利用促進対策の一つとして、沿線地域の活性化を図る観点から、列車の利用を伴うイベント等の開催に対しては、利用助成金を交付するなどの取り組みを現在行っております。

具体的には、10人以上の団体が芸備線または三江線を利用して、イベント等を開催する場合には、利用人数に応じて2万円から5万円の助成を実施しております。

また、利用者の多くは、通学生徒や高齢者など、いわゆる交通弱者と呼ばれる方が中心であることから、そうした方々が利用しやすい施設となるよう、機会あるごとに、J R西日本に対して改善要望を行ってきております。今後とも、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、芸備線におきましては、平成24年12月に実施した、沿線住民アンケート結果によると、1、便数を増加してほしい。2、スピードアップを図ってほしい。3、運行時間帯の変更を考慮してほしいなどといったような、利便性の向上を望む声が多かったという結果が出ております。

これらを踏まえ、今後、沿線の関係市や関係機関と連携を図りながら、利用者の要望を実現できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いしたいと思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 以前、この芸備線の利用促進につきまして一般質問をさせていただきました。そのときにアンケートをとって対策をというふうな答弁もありました。今明らかに言っていただきました。ありがとうございました。

この芸備線を利用するというのはいろいろあると思うんですね。利用しにくいのか、それとも利用する気がないのか。それよりも今は若いからマイカーで広島とか三次へ行くとか、いろんな要素があると思うんですね。今回は芸備線だけのことについて私も述べておりますが、縦はいいんですけど横の連携がとられてないのが現実だろうと思っております。吉田から甲立駅、向原駅というのはお太助ワゴンもありますが、十分ではないのではないかというふうに思いますし、タクシーについてもちょっとお金が高いというところも聞きます。高いと言ったらそのタクシー会社に怒られますけど、広島のまちの人から見れば、大体向原から吉田まで行くのに電車だったら150円か200円ぐらいなのに何ぼかというふうなことから感覚が違うわけですね。

そういうことからしてそういう課題もあります。ですが、今回芸備線ということで申し上げておりますので、そこらについては今後の大きな課題として、100年かかっておるこの芸備線をまたさらに次へつなげるという意味から行政としての責務も大事にしながら利用者、利用客の皆

さんもできるだけ利用していくような仕組みといたしますか、そういうことが大事だろうと思います。

実は、この間、第2次安芸高田市総合計画「人がつながる田園都市安芸高田」というのをいただきました。今までとは全くかわって工夫がされておるなというところがあるんです。

それはどういうことかといいますと、市長が「自助・共助・公助」、そのことを常におっしゃっておりますが、そのことが第1次の総合計画には文章体系が反映されていなかった。今回見ると、行政は行政でやりますよ。市民の皆さんの協力も必要ですよということも書いてあるんですね。そういうふうにこのことは、私は市民の皆さんも知っていくべきだし、最初に言いましたように、行政だけではこのまちづくりはできないということですから、そういう点について特に市民の皆さんの啓発が大事なんじゃないかと思います。

この芸備線にかかわって交通体系の関係についてかかわってこころがここへ書いてありますので、ちょっと読んでみたいと思います。

「施策実現につながる自助・共助」という項目があるわけです。その中で、「市民は日常的に公共交通の利用を心がけましょう」と。それから、「公共交通事業者は運行サービスの向上に努めましょう」。もう1つは、「事業者は可能な限り従業員の通勤手段として公共交通の利用を奨励しましょう」と書いてあります。ということは、行政は行政で取り組みますが、市民の皆さんにはこういう努力もお願いしたいということだろうと思います。

今回の計画は立派だというふうに思います。発想の転換がされていると思います。そういうことからして、ここの2番目の質問については、ぜひ市民の皆さんにもしっかりと利用していただくような手法をPRしていただきたいと思います。

この間、向原の花しょうぶまつりでしたか、あそこでお客さんが何人かおられました。「どこから来られました」って言ったら、「広島市内から」。「何で来られました」って聞いたら「芸備線で来ました」と。ですから、そういうふうな芸備線を利用される人もおられるわけですから、そういう点についてはお互いに我々市民もできるだけ交通機関を利用した取り組みが必要だろうと思いますので、その点についてもぜひ市民の皆さんにも無理のないところで啓発をお願いできればと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

○山本議長 宍戸議員に申し上げます。

発言の残り時間が3分を切っておりますので、今後は質問をまとめていただくようお願いいたします。

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言、ありがとうございます。

全く同感でございます、やっぱりこのたびの長期計画と違ったこと

は、全部、自助・共助という項目を全部入れてもらいました。これは今までのよその市町ではないことなので、このことをしっかりと。今までの行政とは違うことなんですね。行政が一方的じゃなしに、行政も頑張るけど市民も頑張ると。まさしくこれは利用促進といっても市民の方々が使ってくれんと何ぼあれなので。我々ができることといたらちんけなことですけど、駐車料金を無料にしたりとか、こんなレベルの低い話じゃなしに、全体的に動く方向を考えていかないけんと思ってます。

これ、JRとしたらちゃんと今の芸備線に近い位置がまたあるので、今少子化対策、空き家対策もございますので、総合的に絡めて促進につなげてこれから考えていきたいと思しますので、御理解をしてもらいたいと思ひます。今このことを職員にも知恵を出すように指示をしていますので、こういう今までの考えを捨ててそういう考えを入れながら、少しでも多く促進を図ってきたいと思っております。

言えることは、JRは民間だということなので、そのことを踏まえながら交渉をしていかないとなかなか前へいかんということで御理解してください。よろしくお願ひします。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 甲立古墳、芸備線の活性化について、今回質問をさせていただきました。

いずれも安芸高田市のまちづくりに大きく影響をする問題でありますので、その点をお互いに理解しながら認識を共有しながら今後の取り組みにつなげていただければと思ひます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○山本議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 石飛慶久君。

○石飛議員 6番、無所属、石飛慶久。

通告に基づき、安芸高田市観光振興計画について質問いたします。

第2次安芸高田市観光振興計画は、何を目標に、どのような手法で具現化を目指し、策定されるのでしょうか。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの石飛議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、平成26年度で「観光振興計画」の計画期間が終了い

たしました。そこで、本年度、第2次となる観光振興計画の策定を計画しております。

第1次観光振興計画では、主要な目標として、市全域を統括する観光協会の設立を掲げていました。この件につきましては、議員御承知のとおり、平成25年度に、任意団体の「安芸高田市観光協会」が設立されました。本年4月には、「一般社団法人安芸高田市観光協会」となり、法人化をされたところでございます。

しかしながら、観光ルートマップの作成や付加価値の高い名産品の創出など、引き続き、取り組みを必要としている事項もございます。

いずれにいたしましても、この振興計画は継続性を維持しつつ、先に策定いたしました第2次総合計画を踏まえ、地域経済の活性化につなげるためのビジョンとして、観光資源の開発と活用の推進、観光の推進体制の充実等を柱とした具体的施策を計画的に整理する必要があると考えております。

なお、策定手法ですが、学識経験者及び関係機関団体の代表者等で構成する「策定委員会」を開催し、庁内関係課と連携し、作成する素案をもとに議論を進め、策定したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 目標というのは、フードマップづくりとか、そういった現に今足りていないものを補完するものをつくるのが目標だということにお聞きしたように受けとめました。

また、手法におかれましては、今までと同様な委員構成なのかなど。もうちょっと委員構成も、例えば、今地域おこし協力隊が本市にはいらっしやいます。そういった方も加えられるような委員会構成をされるのかなと思ったら、そうでもないなというように思いましたが、その点はいかがでしょう。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおり、安芸高田市の観光マップというのが、今まで機関が別々で統一したものがなかったということなので、協会をつくった機会につくっていききたいと。それから行事を含めて、安芸高田市はどういうものやってるのかというようなことも今考えております。

それから特産品も、売れる特産品を考えていきたいと。補助金を出してるから売れてるんじゃないしに、ちゃんと自立できるような特産品をこれから考えていきたいと思っています。

それから、今御指摘の委員会の構成メンバーでございませけれども、担当部長のほうから説明をいたしますので、いろんなところから集めていくんですけど、新たにこういうものがあれば、また意見も聞いてみたいと思いますけど、今担当部長が考えていますので、こういうメンバー

を考えているということを報告したいと思います。よろしくお願ひします。

○山本議長 続いて答弁を求めます。
産業振興部特命担当部長 山平修君。

○山平産業振興部特命担当部長 安芸高田市観光振興計画の策定委員会のメンバーでございますが、先ほども市長のほうからございましたとおり、学識経験者及び関係機関団体の代表者の皆さん等々と議論を重ねていきたいというふうに考えておりますが、メンバーといたしましては、既に観光協会も設立をされておりますが、安芸高田市観光協会をはじめ、市内の観光施設の代表者でありましたり、あるいは関係の企業、事業所の代表者でありましたり、そうしたところのメンバーを想定いたしております。以上で答弁を終わります。

○山本議長 以上で答弁を終わります。
石飛慶久君。

○石飛議員 通り一遍というか、間違いのない回答だったと思うんですが、おっしゃるとおりに観光協会とか、そういった観光に携わる人たち、そして学識経験者との連携ということで発信されるのはよくわかるんですが、これをどうしても観光振興という、正直言って、安芸高田市は観光地でない状況だと思うんです。この観光振興を図ろうというのであれば、もうちょっと奇抜なアイデア、発想を出される方も加えていかないと、観光地としての位置づけがやっぱり底辺に要るのではないかとこのように危惧されます。

中国経済局からの統計で見ますと、安芸高田市の観光地としての魅力度というのは評価はほんと不十分型というようになっております。ましてや、観光地である広島県内の宮島は、イメージ内容、充実型というように、どうしても負けている。観光地としての魅力というのは負けているというのは、まぎれもない事実だと思います。その辺を踏まえて、やっぱり委員会構成というものを、間違いはないんですが、より奇抜なアイデアも出されるような委員の選択も必要ではないかということをお願いしたい、要望しておきたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりなので、今までずっと毛利元就のときもやってきましたし、努力はしたんですけど結果が伴っていないことも多いと思います。

おっしゃるように、幅広い、うちだけじゃなしに外部からの招聘もいると思いますので、これはまた検討させてもらいたいと思います。まだこのことをしたわけではないので、こういう方々も入ってほしいということは、議員御指摘のとおりなので、幅広い意見の中から、またすばらしい方向性を出していきたいと思っています。

県、国も私はおかしいと思ってたんですけど、観光といたら宮島を

見て、出雲大社に行って、旅館へ泊まるのが観光と言ってたわけですけど、我々はこれじゃ困ると。旅館に泊まらなくても民泊がありますよと、お寺もありますよと。それから郷土芸能もございますよと。これを今改めて言ってるところでございますけど、このハードルも非常に高かったんですけど、県のほうもこっちを見てくれるようになりましたので、こういうところを踏まえながら、今までと発想を変えた観光振興を図っていかないと、この中山間地域では成り立っていかないとしますので、議員御指摘のようなメンバーの構成につきましては、いま一度検討していきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 では、続いての質問に入りたいと思っております。

歴史・伝統文化を活用した地域活性化事業と魅力ある観光地づくり事業は、そのまま観光振興計画に織り込まれるのでしょうか。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの石飛議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、歴史伝統文化を活用した、「地域活性化事業」や「魅力ある観光地づくり事業」は、それぞれ、事業年度が定まっておりますが、「第2次観光振興計画」の中にも、現状と課題を明確にしながらか、有効策を検討し織り込んでまいりたいと思っております。

毛利元就とか、先ほど議論されました甲立古墳とか神楽とか、こういう観光資源はしっかり生かしていかないとうちの魅力はなくなってまいりますので、当然おっしゃるとおり、こういうものを盛り込みながら振興計画をつくっていききたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 歴史伝統文化を生かした地域活性化事業、未来創造計画ですよね。これは市長が6年も前に単独事業として、県の補助なしにゴーサインを出され実施された。その後、県の予算がついたという事業の継承されたものですね。事業名がこういった歴史伝統文化を活用した地域活性化事業というように名称が変わったと。

また、新たに魅力ある観光地づくりというのは、これも県の補助事業、中山間地域メニューの事業の一つであります。これらも補助金が出るのも年数に限りがあります。そういったものも、この観光振興計画が恐らく第2次は5年計画だと思うんですが、その5年の間では補助金も切れていきますよね。その中を長期推計で、財政推計のもと実施されていくとは思いますが、その辺がどこまで観光に力を入れていくかという部分だと思います。観光振興ですね。

観光振興といっても意味は相当あると思うんですが、この地域を、安

芸高田市を元気にするという意味でも大きなものがある。国や県に頼らなくてもやっていかななくてはいけない。ましてや、郷土の副読本を出されて、小学生・中学生に郷土愛を訴えている副読本を出されています。ということになると、この安芸高田市の宝を全国に発信するという事は、子どもたちの情操教育にもなりますよね。

そういった意味で、本当に続けてやって財源の裏づけをどうするかという心配もあるかと思うんです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 持続性というのは大きな課題なので、国・県の補助がある、ないにかかわらず、うちとして方向性を定めて、要るものについては単市でつぎ込んでいくということでいきたいと思います。

ただ、市民の方々が納得できる費用対効果がないといけんと。これ行政があったら、毎年金が要るんじゃないかじゃなしに、こういうような議論をしてみたいと思います。

ただ、議員御指摘のように、国の補助金があてくそならんですけど、切れても切れんでも大事なことなので、こういうことをしっかりと継続できるような協議もしていきたいと思います。まだ、国のほうも継続すると言ってるので、あるときには国や県の予算は有効活用しながら、切れたとしてもいいものであれば、持続していきたいと。つまらんものであれば、またそこで打ちきってもいいと思います。

今までの行政は、国がやったけ、やれやというような戦法なんですけど、そうじゃなしに、市民のために要るかどうかという判断をしていきたいと思いますので御理解をしてもらいたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 財源がないと厳しい部分、本当にこれは安芸高田市にとっては根幹の部分だと思います。ただ、本当に財源がなくてもやり続けなくちゃいけないという、これは行政としての大きな仕事だと思います。

次の質問へ移りたいと思います。

環境基本計画の重点プロジェクトの「文化・歴史の保全プロジェクト」の進捗状況は。また、景観条例を制定されたほうがいいのかどうか。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

平成23年3月に策定いたしました「安芸高田市環境基本計画」において、重点プロジェクト8策のうち、「文化・歴史の保全プロジェクト」は、豊かな水と緑に生まれ、今日まで受け継がれた、誇るべき自然・史跡・伝統文化という地域環境を保全するプロジェクトであります。

「あるべきものが、あるべきところに、あるようにしてある」という

当たり前のことを後世に継承していくための事業として、文化財などの資源マップとして、平成23年度に「ひろしま安芸高田市観光ガイド」、平成24年度に「安芸高田市史跡ガイドブック」及び「ひろしま安芸高田市観光ガイド」を作成し、歴史民俗博物館においては、常設展示とともに、企画展や史跡見学会など、啓発・保全のためのイベントを実施しているところがございます。

地区で守り継承していくべきものを、1地区1品「保全アイテム」として選定していくことなど、未実施の計画についても、今後の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、「景観条例の制定」についてでございますが、本市の景観行政は、国が定めている景観法、また景観行政団体の広島県の景観条例に基づいて潤いのある景観を守り、育て、もって開発と保全の調和に努めているところであります。

先ほどお答えいたしました、環境基本計画において、自然・史跡・伝統文化という、地域環境を保全するプロジェクトが施策として掲げられております。この地域環境をより明確に保全するという意味では、市独自の景観条例を制定することも一つの施策と考えております。

現在では、都市計画法、建築基準法、文化財保護法などの他法令により、規制・届け出によって保全されていると思っておりますが、景観条例を制定することにより、環境基本計画での施策がより推し進められ、あわせて、本市の独自性、個性というものを打ち出すことにもなるかと思っております。ただし、条例制定により、市民等に対して行為の制限が生じることも考慮しなければなりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 進捗状況ということでお尋ねしたところ、ガイドマップの作成とか同マップの作成はできていると。そして、水環境のほうのイベントもやっていますよということですが、文化財のイベント開催というものまでは成り立っていなかったということによろしいんでしょうね。

それと、景観条例が制定されたほうが、確かにそういった環境基本計画の推進に役立つのはよくわかる。ただ、またその縛りによって市民生活に支障を来すということもあり得るので、慎重に検討していきたいということも言われたと思っております。

できれば、景観条例というものができれば、多分景観計画も出てくると思うんですね。景観計画が出てくるということになると、地域の特性というものを前面に打ち出すことができます。となると、より魅力を外へ発信することができると思うんです。今からは地域間連携ということもよくうたわれます。うちのカード、こういった景観条例をもって景観計画を持ってるよ、今からますますいいところになるよ、持続するよっていうことを訴えれば、他市との連携というものもスムーズにいくんじゃない

ないかと思われます。その辺はいかが思われますでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりでございまして、条例をつくるということもなんですけれど、本当に一番大事なのは、市民の方々の利害関係が出てくるということなので、この辺のところから入っていきたいと思います。こんなこと関係ないよと、つくれとおっしゃればいくんですけど、なかなかこのハードルが高いと思います。市としては、そういう目的を持って条例制定をしていくほうがまちづくりはしっかりいくと思います。

我々が反省せないけんのは、高田郡のまちづくりにおいて美観条例なんかつくっていますよね。倉敷とか。これは早い時期から市民の理解があってやってるから今できるんであって、今この安芸高田市がやっていると、保存すべきものの目標が定まらんですね。もう昔のものがなくて、冊子になっていたりしておるわけで。これは行政の責務だと思います。手遅れになったらだめなので。ただ、それ以外にもあると思いますので、こういうところを考えながらそういうことについては、必要性を感じながら、また検討していきたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

今の防災の指定と全く同じなので、総論賛成、各論が反対なんです。私のところにしてくれるなど。土地の値段が下がるじゃないかというようなことも出てきますので、御理解をしてもらいたいと思います。決して、これをだめだというんじゃないしに、これからのまちづくりに大事なことなので、前向きにも検討していきたいと思います。ただ、すぐにはいけんということだけは理解してください。よろしくお願ひします。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 景観条例の策定はスムーズには難しいということで、検討していただくということで、しっかりと期待して、次の質問に入りたいと思います。

中国経済連合会の「中国山地の歴史文化資源の掘り起こしとネットワーク化調査報告書」に、歴史文化資源を活用した地域連携と題し、期待される観光コースの一つとして、テーマが「毛利氏ゆかりの地を訪ねる」その望ましいコース安芸高田市～三原（小早川氏）～岩国（吉川氏）～萩～防府とあります。

本市において採用して観光振興計画に織り込む必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

平成27年3月に中国経済連合会が「中国山地の歴史文化資源の掘り起こしとネットワーク化調査報告書」を取りまとめられました。その中で、議員がおっしゃるとおり、期待される観光コースの中に、「テーマに基

づく観光コース」として「毛利氏ゆかりの地を訪ねる 安芸高田市～三原～岩国～萩～防府」といった提言されております。

提言されている内容は、中国山地を特徴づける歴史性や物語性のあるテーマを意識し、観光客の周遊を図るものであります。

私も、テーマ性を持たせる周遊ルートの作成及びPRにより、観光客及び観光消費額の増加を図るべく、関係自治体と連携して取り組んでいきたいと思っております。

今後、広島市を中心とする「連携中枢都市圏制度」においても「毛利氏関連施設連携」という施策を掲げ、周遊の増加に向け、各施設が連携し誘客を図る取り組みを検討することとしております。

いずれにいたしましても、誘客促進に向け、関係市町間の連携を強化し、効果的なコース設定等について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 私もこれさっき気づいたんですが、市長が先ほど言われたように、連携中枢都市計画という意味は、広島市を中心に考えないけんですね。よく考えたら、広島市が抜けてるんですよ。このコースには広島市が入ってないと思って気づいたんですが、その辺は市長、このコースでいかがと思われませんか。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今方向として中枢都市圏構想というのがございまして、この中に盛り込むほうが計画がよりいくと。うちの観光客を誘致するにしても、広島市を考えんことにいきませんのでしていきたいと。

この連合会とは別に私のところにも、例えば、広島から芸備線筋を通ってここへ来るルートとかいうのを提案されています。提案だけなら今まで何回もしてるのであって、これが持続できるかどうかという問題でございまして、さっきの芸備線の活用とあわせて考えていかないと、来る方も来たのはいいけどアクセスがなかったよとか看板がなかったよとかあるので、これは全体的なうちの観光振興の一環として考えていきたいと思っております。これ、大事なことなので。

広島だけじゃなしに、今度はこういう話もございまして。三原とか北広島とか安芸高田市と、兄弟ルートがあるんじゃないかと、多角的に考えながらこの位置づけ、一つでも少しでも安芸高田市に人を呼び込めるような施策の展開が大事だと思いますので、これをだめというんじゃないしに、こういうものを含めながら総合的に判断をしていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 突然、中枢連携都市圏構想のことに触れていただいたので、ちょっと

広島市が入っていないというのが、私も後でいいのかなと思ったんですが、それはまたそれぞれの場で考えればいいことだとおっしゃったと思われる。

1つのテーマを決めて誘客するという1つの手法ですよ。やっぱり必要だと思います。先ほどの景観条例とつながるとは思うんですが、やっぱりそれぞれのカード、強いカードを持って、それで広域連携を図るといって今からはどんどんと多角的な方向へ向いていかなきゃいけない時代だろうと思います。

なので、今本市が進めています未来創造計画を基本形に、観光振興計画を策定され、そして広域的な連携へ向かうということを要望しまして、次の質問にいきたいと思います。

2021年には、毛利元就没後450年に当たる。記念祭を計画してもよい時期だと思いますが、いかがお思いでしょうか。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの石飛議員の御質問にお答えをいたします。

観光振興計画は平成27年度から平成31年度までの間の関係施策について、観光客数等の数値目標を示しつつ、これからも整理していきたいと思っております。

2021年は平成33年でありますので、記念祭につきましては、今の段階では計画に盛り込んでおりませんが、課題として受けとめ、どういことができるのかとか、どういう効果があるのかとか、もう少し勉強させてもらいたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 2021年は、5年の間には先の話だというようにおっしゃって、2年先ということですね。2年先であっても前夜祭もあり、前々夜祭もあり、何の形でもやっていくという一つの目標値ですよ。こういうことを訴える、先に情報を発信することによって連携がより深まるというやり方もあると思うんですね。

まだ、この安芸高田市振興計画が平成31年までの間よと。33年、没後祭はちょうど平成33年で、2年、間があるよと。そんな2年っていうのはあつという間だと思うんですね。やっぱり情報も早く出して、早く誘客に動くほうがよっぽどいいんじゃないかと思っております。それを検討課題というよりは、検討に当たらずでやるよと言っていた方がいいほうが、より明確でわかりやすいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 個人的にはやってみたいと思っておりますけど、いろいろ課題があるので、450年は、500年とはちょっと違うので、このことについては市として他

の事例も見ながら慎重に考えていきたいと。やるべきことを踏まえながら、どういうことがあるよとか効果を踏まえるかとかいうことをしていきたいと思ってます。

先ほどの甲立古墳なんかでも発表の仕方というものをどうしたら効果があるかというのをしっかり考えていきたいと。これ、行政でやるわけですから、私の主観で言っちゃ困るだろうから、こういうことで御理解してもらいたい。

私もこれ、実はあなたの質問を受けて初めて意識したんですよ。450年っていうのを。ただ、意識されただけでも、我々も幹部会皆で意識してきたから、それでも効果があったと思うんですけど、このことについてはやる、やらんを別にしても、こういうことをやったらいいじゃないかとか、こういうシンポジウムをやったらいいじゃないかとか、派手にお金を使わんでもこういうふうにできるじゃないかということもございまして、ちょっと時間をもらいたいと思いますので、御理解してください。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 450祭と500年祭とはちょっとニュアンスが違うとおっしゃいましたが、昨年度ですか、毛利隆元展、本市の10周年記念事業として隆元没後450年記念としての講演会がされております。なので、450年というのもやっておかしいことではないということで御理解をいただければと思います。

それと、5年間の地域観光振興計画ということで、平成31年ですよ。ですが、国のおける施策なんかは、広域観光周遊ルートという形で打ち出されました。これは2020年の東京オリンピックに向けての、これは瀬戸内海構想、瀬戸内の中で示されたコース、ほかに6つほど全国的に周遊ルートが示されました。そのような形なので、5年間に縛られるということも結局は余り必要はないんじゃないかと思うんです。その辺、再度検討してくださいというのもおかしいんですけど、その辺もとらわれずに、本当に本市、5年間の間は目標値、これをするよと。それで持続をまだするよと、先ほど市長も言われたように、持続可能な観光振興計画なので、遠い先の方向性まで市長が言うべきことでもないかもわかりませんが、個人的なレベルでやるよって言っていただければありがたいのかなと思います。それで御返答をいただければ、お願いします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 明確な回答になるかならんかわかりませんが、議員も知ってるように、長期計画があるかというんじゃないしに、その中で事態が生じたら、それに対応したような計画に変更していきたいと思えます。

例えば、うちの中の大きな宝が出てきたとか、それからもう1つはオリンピックがあつてこのための準備とか。この間もJOCに行ってきた

したけど、オリンピックだけじゃなしに日本の文化をどのようにして外国に訴えていくかということがテーマでございますのでそういうところへ相乗りしていくとか、幅広い中からこの観光も捉えていかにやいけんと思います。計画に決まってるからどうこう言うんじゃなしに、そこらを臨機応変にいきたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

逆に言えば、今こういうことがあるのでこういうことも検討してみたらどうかといったら、やっぱりよかったら取り入れて検討すべき課題だと思います。世の中変わりようりますので、うちの勝手に5年間の中でどうやこうや、5年間って決めたのにどうしてやらんかと言う人がおりますが、それは計画であって、計画はしばしば変更するもんだという格好でいいんじゃないかと思います。市民が納得する理由に基づいてということだったら許してもらえるんじゃないかと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 このたびの一般質問は観光振興計画についてということで、ちょっと自分の思いつきの発想の政策提案という形かなと思いましたが、実際にこれを実現していただくには、市の執行部の財政推計を見つつ、財源の裏づけ、世の中の情勢、それを踏まえて実効性のあること。また、本当に効果のあるものを実行していかなくてはいけない。

ただ、この観光振興の中には、教育委員会が示された副読本の中の郷土愛というもの、これがまず根底にないと持続は不可能だろうと思います。それも本当に総合計画の中に踏まえられて、その下の部分の観光振興計画ではあると思いますが、本当に十分に審議されて形のあるものを策定されますことを希望しまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○山本議長 以上で石飛慶久君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 青原敏治君。

○青原議員 17番、未来創生会、青原でございます。

通告に基づき、質問をさせていただきます。市道勝田根之谷線の改良について、市長にお伺いをいたします。

合併以来の懸案事項であります道路改良が、合併11年過ぎてまだ出ていないということでございます。早期着工をお願いしたいと思ってお

ります。少し前にも地域住民の方、幼稚園の保護者の方々が要望に来られたと聞いております。そういったことも鑑みまして、お願いをしたいというふうに思います。

最近は特に、車の通行量がふえ大変危険なところがあります。特に、今の幼稚園の部分については民家が少し密集をして見通しが悪いというような状況のところがございます。先ほども言いましたように、園児あるいは小学校・中学校の通学路でもありますので、一日も早い改良をお願いしたいと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの青原議員の、市道勝田根之谷線の改良についての御質問にお答えをいたします。

お尋ねの市道勝田根之谷線は、旧八千代町時代に主要地方道浜田八重可部線との交差点を起点とし、八千代中学校入り口付近を終点とする延長、約2.8キロメートルを事業区間とする改良事業に着手し、安芸高田市合併後も継続して事業を進めております。

現在、南条装備工業東側の市道門出線との交差点付近の改良を実施しており、今年度で起点から延長、約1.9キロメートルの区間が完了する予定でございます。年々厳しさを増している国の補助事業により進めておりますが、事業の進捗率は現在、約70%でございます。

議員の御指摘の区間につきましては、先般、私のほうに、地元幼稚園の関係者、女性の方から力強い要望がございました。急カーブが多く見通しが悪く、交通量が多い状況の中で、幼稚園児の登園や小・中学校児童、生徒の通学に危険が及ぶため、早急な歩道整備や道路改良の実施についての要望が出されたところでございます。

市といたしましても、急カーブの市道の両側には、民家が密集し、見通しが悪く危険な状況であるため、整備の必要性は認識しております。

今後につきましては、諸課題を整理しながら、事業の進め方等検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 今、答弁をいただいたわけですが、やはり答弁の中にもありましたように、狭いところでカーブが多いという状況の中で、やっぱりその手前に川があります。川のところまでは今年度中には何とか計画になるんじゃないかなというふうに思うんですが、それをおいて今のカーブのところを先行してやっていただけないかなと。そういうことも視野に入れながら、少しでも危険を取り除いてもらいたいというのが、地域住民、我々もちろんですけども、地域住民、園児、小学校・中学校の児童・生徒等々が願っているものと思っております。

そういうことで前倒しということはないのですが、1区間はにおいてお

いて次の区間へ移っていただくことが可能かどうか。というのが、お約束していただければ、非常にありがたいなと思うんです。それが一番危険なところでもあります。できれば、そこを何とかしていただきたいというのが思いですので、再度、市長のお考えをお伺いします。

○山本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

今、整備の必要性を感じていますが、手法については検討ということでございます。八千代の地区は課題が多くございまして、役場の位置も抵当権の上に役場がたってみたりいろいろありますので、そういう課題を整理しながら、今後の方向性を定めたいと。

このことにつきましては、先般、要望に来られた皆さんにも説明して納得していただいたところでございます。しっかり課題を検討しながら、次のステップにいきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山本議長

以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員

そういう答弁をいただいたんですが、やはり支所のいろんな問題があると思うんですが、やっぱり子どもの安心・安全ということを第一優先していただいて、そこを何とかいち早く危険を取り除くというのが私としてはお願ひをしたいというところなんです。

再度、お聞きしますが、そういう考えがあるか、ないか。それだけでいいと思うんですが、くどいようですが、ぜひ子どもの安心・安全のために実現していただくようお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。答弁をできるか、できんかということをお願いいたします。

○山本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

地元の方とも十分協議をして理解をしてもらっているんで、課題を整理しながら、できるだけ早い方向で考えていきたいと思ひますので、御理解してください。ただ今、できる約束は致せないと思ひますので、よろしくお願ひします。ただ、検討だけしていきたいと思ひます。

○山本議長

以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員

検討していただくということなんですが、やはりその地域住民の方々もかなり協力的に動いてもらえるんじゃないかという感触を持っておりますので、できれば早く実現するようにお願ひをしまして、私の質問を終わります。

○山本議長

以上で青原敏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 金行哲昭君。

○金行議員

16番、政友会、金行哲昭でございます。よろしくお願ひします。

通告どおり、生活困窮者自立支援についてと、子ども・子育て支援に

ついて、2点質問させていただきます。

まず、初めに、生活困窮者自立支援法ですが、これは平成25年、法律第105号でもあり、本年度、平成27年度より施行をされることになっております。

この目的は就労支援であり、この法律ができた一番の背景には、生活保護受給者の増加、非正規職員の労働者や収入200万円以下の世帯が日本全体的にも、そういうリスクの高い層がふえているんじゃないかと。生活困窮者にかかわる制度が今までなかったということだと思いますが、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティーネットであり、生活保護に至る前の段階のある生活困窮者に手を差し出す制度だと思って、そういうものができたのではないかということも言っておられます。

今までの生活保護制度でございますと、生活の保障制度でございますが、困窮者から脱却するという仕組みがなかったのではないかと私は思うんですが、その雇用についてのセーフティーネットが必要ではないかということだと思います。例えば、社会参加と自立の促進とか、生活困窮者の子どもたちの連鎖に対しての教育の問題等々があるのではなかろうかと思えます。

そこで、生活困窮者の支援の取り組みの課題、現況もあわせてどのような状態なのか、まず1点お聞きします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の「生活困窮者自立支援の現状」についての、御質問にお答えをいたします。

御承知のように、近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い人々や、稼働年齢層を含む生活保護受給者が全国的に増加している状況にあります。

こうした中で、生活困窮者の自立を促進するために、最後のセーフティーネットである「生活保護制度の自立助長機能の強化」に加え、生活保護に至る前の段階にある、生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティーネットの充実・強化を図ること」を目的に、本年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本市もそれに基づき取り組みを行っております。

具体的な取り組みといたしましては、法に定められた必須事業である、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う「自立相談支援事業」、及び離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の住宅確保給付金を有期で支給する事業を行っているところでございますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 現状は全国的なものですが、我が市、効果的な就労支援に取り組んでいくためですが、我が市だけはできない部分も、県の部分、国の部分もありますが、その体制としてどういう体制整備を考えておられるのかというのを1点お聞きします。

○山 本 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議員御指摘のように、最終のセーフティーネットなので、このことによって生活保護者が少なくなれば非常に成果があると思うんですけど、法もできたばかりなので。

市といたしましては、ソフト的なこと、例えばハローワークの就労支援とか生活相談とかいうことですが、今度実態を踏まえた上で、具体的な施策についてはまたこれからもよその事例も見ながら考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

今市がやってるのは、そのようなハローワークへのあっせんとか相談に乗っていくとかこういうことなんですけど、手ぬるいとおっしゃるかもわかりませんが大事なことなので、ちょっとこのことも少し勉強させてもらいたいと思っております。今、法の趣旨に合わせてそういう最低限なことは実施しているということで御理解をもらいたいと思っております。

体制整備というか、そういうものをつくっていませんので、今の実態にあわせた部分でやってるんですけど、今後これ大事なことなので、制度的に実態を踏まえた上で安芸高田市にはこういう人がおるから、こういう組織をつくってこうやれということになるかもわからんし、それはちょっと時間をもらいたいと説明したわけでございます。よろしくお願ひします。

○山 本 議 長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 今考えてないとか今から考えるというんですが、市長が考えていかなければいけないのは大切だと思いますが、担当課のほうで体制整備はどうあるべきかということがあればお聞きしたいのですが。

○金 行 議 員 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 先ほど失礼しました。ちょっと2番目のことも踏まえた話だったので、職員が答弁をつくっていますので、読ませてもらいます。

ただいまの議員の質問にお答えをいたします。

事業実施に伴う本市の実施体制につきましては、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るという法の趣旨から、要保護者を対象とする生活保護法に基づく事業と一体的に取り組むことが効果的で効率的と考え、主管・相談窓口は、生活保護を担当する「社会福祉課生活福祉係」としております。

また、自立相談支援事業において配置する必要がある主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種についても、生活保護を担当する「査

察指導員」、「ケースワーカー」が兼務して行っております。

具体的な就労支援といたしましては、自主的な求職活動支援、ハローワークへの同行、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加支援等、相談者の状況に応じた支援を行っております。御理解を賜りたいと思います。

先ほど似たような質問に答えたかもわかりませんが、許してもらいたいと思います。要は、こういうような体制で今やっていると。不満があると思いますが、これから実態を見ながら、我が市に即した体制づくりもこれから考えていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 先ほど失礼しました。次の質問ということを言いませんでしたので、まことに申しわけございませんでした。

今の質問の続きですが、この生活困窮者の自立法は、生活保護を受けなくするための施策でございますので、私は市長が言われたように、こういう生活困窮者のための体制整備というのを非常に重点を置かなくてはいけない施策だと思うんですよ。ただ、国がこの程度やってる、県がやってるで、我が市でのある程度のポリシーを持ってやっていかないけんということを私は思うんですが、その点、市長、また担当課はどう考えておられるか、お聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大切なことなので、これは先ほど申し上げたように、これからの政策と思っても間違いはないと思うんですが、どの辺から生活困窮者かという定義から入ってこないけんと思います。

このやったことが、安芸高田市の生活保護者を少なくしてこないけんわけですね。効果が出ないけん。このことを市民に啓発をかけながら、しっかりと見据えて次の展開にしていきたいと。

支援する対象者がしっかり決まれば、それなりの対応は出てくるので、そこらのところの情報を共有しながら次のステップにいききたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 これは、市長、本年度より地方創生の事業というものも考えておられますし、その中においてやっぱり一番の重点というのは、働く雇用がないということも同時に考えていかないけんと思うんですよね。ただ、生活保護団体へ入れてお金を渡す、本当に働けない人にはそれでもいいですが、まだ若くて就職場所がない等々も考えていかないけんと思います。そういう地方再生が始まる、これから少子化に向けるためにもこれは非常に必要だと考えますが、その点どう思われますでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のとおりでございます、これは就労対策、今うちも大きな施策として今年も組織拡充をいたしました。

いわゆる企業誘致班、サテライトオフィスとかインターネットを利用した企業の誘致とか。昨日も応援の会でやった、農産物の6次産業化とかいうようにあらゆる手段を通して雇用の場をつくっていくということは、今のこれの原点になると思いますので、それをしっかりやっていきたいと。こういうものがないと、やっぱり次の展開、何ぼ困窮者といっても私は働かないとなってくるので、こういう総合的な施策の展開の中で施策展開をしていきたいと。そのためには、雇用というのは非常に大事なものになってくるので考えていきたいと思っています。

これに限らず、安芸高田市全体にとっても雇用は第1次的なものになってきます。このことをしっかりと据えながら、地域創生も活用しながら、失敗してもプラスになる方向で模索をしていきたいとかように思っています。また、いいことがあったら提案してもらったら。

こういうふうに模索しているわけですから、雇用対策に何がいいとか。今応援の会がようやくそのことを東京のほうでまた言うて、思ってくれますので、皆さんの力をかりながら、この安芸高田市に雇用創出、景気創出を考えていきたいと。このことが強いて言えば、生活困窮者を少なくすることになるんだということでしょうから、私も同感でございますので、よろしくお願いします。

○金行議員 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 次に移ります。

この支援が必要な生活困窮者の人、非常に相談しにくい、全部さらけ出すことは嫌じゃという人がかなりいらっしゃると思うんです。発見といたらおかしいですが、そういう人の発掘というんですか、そういう人の意見を聞くのに窓口というものが必要になってくると思うんです。その点はどのように考えておられますか、お聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま議員の、生活困窮者の早期発見していくための取り組みについての御質問でございます。お答えします。

生活困窮者発見の第1といたしまして、生活困窮者支援事業の内容の周知を行っております。

具体的には、生活困窮者本人が、直接、相談窓口に来て、相談していただくためには、事業の内容を市民の皆さんに知っていただくことが重要と考え、広報あきたかた4月号及びホームページに掲載し、また、3月下旬から4月上旬にかけて、お太助フォンでの放送を行ったところであります。

第2といたしまして、庁内各部署と連携をとっております。

具体的には、市税、使用料、各種相談等の担当部署で、生活に困窮していると思われる者を把握した場合には、相談窓口である社会福祉課へつながるよう協力を依頼しています。

第3といたしまして、関係機関と連携をとっています。みずから相談窓口に来訪したり連絡できない生活困窮者の早期発見のため、民生児童委員及び社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、情報提供について協力を依頼しているところであります。

いずれにいたしましても、生活困窮者の方々の早期発見に努め、一日も早く自立されるよう支援していきたいと思っておりますので、何とぞ、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今、そういう広報とかやっておられるんですが、この間いただいたこういうチラシも出ておるんですね。「一人で悩まず相談へ」ということで出ております。例えば、言いにくいとか、友達や近所にも言えんということもございます。ここの窓口に行けば聞いてもらえるということが出ております。これは4月1日からこういうことをやっておられると思いますが、この部分で反応というか問い合わせ等がございましたら、お聞かせください。

○山本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 ただいまの金行議員からの御質問でございますが、4月、5月と2カ月を経過いたしました。

そういう中で、相談件数についてでございますが、4月で6件、5月で2件、8件ございました。そうした中で、就労に向けたプランづくりまで進んだ方というのは、まだおられませんけれども、相談件数としては月平均でいえば4件ということです。

現在の体制でやるということを決めた段階での想定した件数も月あたり3件から4件と想定しておりますので、そのような状況に現在なっております。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今、4月、5月で8件ほど出ておるということです。

今、私が3番目に質問したように、やっぱりそういう人を発見して、言いやすいようにして、そういう人を少なくして、これからの少子化に向かったり定住できるようにしていただきたいということをお願いしておきまして、次の質問に移ります。

次の質問でございますが、子ども・子育て支援の件で、まず安芸高田市で子ども・子育て支援計画が、本年より5カ年計画で考えておられます。先ほどの生活困窮者とちょっと似たところもございますが、この5

年間の計画で市長はどう考えておられますか。お聞かせください。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の、安芸高田市子ども・子育て支援事業計画についての御質問にお答えをいたします。

平成27年4月に始まった、国の「子ども・子育て支援新制度」に併せて作成いたしました、「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」におきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年の保育所・幼稚園・児童クラブ等の供給体制の目標を定めるとともに、平成22年度から平成26年度までの次世代育成支援計画を定めた、「安芸高田市次世代育成支援後期行動計画」を継承した行動計画を定めておるところであります。

本計画では、保育などのニーズに対応した、子育て支援事業の数値目標を年度ごとに定めており、年度終了後は、数値目標と実績値の検証を行うとともに、必要に応じて施設整備や支援体制の整備を実施してまいります。

さらに、本年度より実施いたしました、「保育所・幼稚園の第3子目以降の保育料無料化」など、市の独自施策などとあわせて子育てがしやすいまちづくりを目指して行きたいと思っておりますので、御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今そういうことでやっておられますが、我々の手にはこういう本がございましたよね。それを2冊か3冊、この概要版というのがございますが、これは恐らく市民に皆配付されたということでしょうか、その計画の中で一番子育てに悩んでおられるのは、私が聞いた範囲では、保育所の施設の充実とか、保育所の時間延長とか。私が聞いた範囲ではそういうことがございましたが、担当課のほうはどの分が一番重みがあったか、どれが多いかというのは把握されておりますか。把握されておったら、ちょっとお聞かせください。

○山本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 ただいまの金行議員の御質問でございますが、今回の計画を立てる段階で、子育て世帯、中学校3年生までの世帯の保護者、全世帯対象ということでアンケートを実施しました。

そうした中で、さまざまな要望を数値化いたしまして、現在の計画というものを立てております。供給計画という形で立てておりますから、どこが一番力点があるといえますか、要望が多いかということになりますけれども、主観的なものもありますが、子育てに困ったときにどういいう受け皿があるのだろうかというようなことが重要なポイントになるのではないかと考えております。

そういう中で市長も申しております、24時間の預かりをするということで24時間保育、実際にはファミリーサポートセンター事業の御協力をいただいておりますが、そのようなもの、それが先ほどちょっと出ましたけれどもセーフティーネットではございませんが、子育てに関するセーフティーネットというものになって、安心感が皆さんに出てくるというふうに理解をしております。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 子育て支援は保育時間とかいろいろですね。これに言われたことも網羅してありますので、これを十分に利用して、また窓口、セーフティーネットというところに大いに力を入れていってください。

次に行きます。

子育ては定住促進につながると私は考えます。この子育てが地域としてうまくいくということは定住につながる。それが少子化対策につながるというように思うんですが、その点どう考えておられますか。お聞きします。

○金行議員 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の、子育てと定住促進についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、子育て支援事業の充実は、定住促進につながるものと私も考えております。

本年度4月から実施いたしました、「保育所・幼稚園の第3子目以降の保育料無料化」や、平成25年度から実施しております、中学校3年生までに対象を広げた「乳幼児医療費の助成事業」及び、平成24年度から開始いたしました「子育て・婚活定住促進団地の分譲」などは、若い子育て世帯の経済的負担を軽減することで、定住促進につながるものと考え実施したものでございます。

子育て中の世帯や、これから結婚を考えている若者が、本市において、子育てをしたいと考えるような、魅力のある子育て環境を充実させることは、出生率の向上や、子育て世帯の安芸高田市からの転出の抑制や、Uターン・Iターン・Jターンなどの市外からの子育て世帯の転入促進にもつながるものと考えております。

今後も地域に子どもたちの声があふれ、活気あるまちづくりを進めるよう努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 子ども・子育て支援というのは、これからの少子化、それから定住に、子どもの子育てがいい地域には絶対僕は定住、ここに残ろうとか、ここに住もうとかいうのが絶対出てくると思うんです。

これは今、スタートし5年計画であります。これは子育て支援課だけじゃなしに、教育委員会との結合で一緒にやっついていかないと、そこらを十二分に議論をされて、また議会のほうにも提案してもらって、どんどんいい方法論でいっていきたいと思います。

これで、私の質問は終わります。

○山本議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。
続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 下岡多美枝さん。

○下岡議員 4番、無所属、下岡多美枝でございます。

きょうの一般質問の情報が積極的に提供され、よりよい安芸高田市になることを願って、通告に基づきまして2点質問させていただきます。

初めに、看板管理について質問をいたします。

安芸高田市では、空き家については調査され、一部はインターネットの空き家情報バンクにて公開されています。その内容は、手続の流れや場所、面積、売却、賃貸、価格、物件の写真などが示されています。

そこで、私はこの空き家調査に続いて、危険な看板調査や指導が必要と考えています。

以前、私は閉店されて何年もたっているのに放置され、さびた看板が危険と判断し、市へ相談いたしました。市の職員は、元に置くことなく調査し、情報を提供され、看板の持ち主に3層程度のさびた看板を撤去されました。市民は、台風が来ても安心だと話されていまして、本当にありがとうございました。

今回のように、安全で安心なまちを目指していただきたいと思います。利用者にわかりやすく、用途に必要な看板が設置されていますが、その仕事を終えた看板がさびたり、落下しかけたりしている箇所があります。空き家のように調査し、指導は行われぬのか、市長にお伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの下岡議員の、安全面で不安な看板の調査や指導についての御質問にお答えをいたします。

安芸高田市内の看板類は、相当数のものが設置されております。看板類の中には、道路・公共施設の案内看板等、公共的なものと、民間事業者が設置している自己看板があります。

公共的な看板につきましては、それぞれの管理者において点検や整備が行われております。

一方、民間事業者の設置看板でございますが、市が把握している届け出のある看板につきましては、設置状況の安全確認のため、調査点検の報告書を提出させております。しかしながら、看板類の大部分が届け出の必要のない看板であり、市においてもその設置状況を把握しきれない状況があるのが現実であります。

そのようなことから、今後においては、設置者の自主的な安全管理を促すよう、広報・啓発を行っていく必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思います。

市も放置しておくんじゃなしに、今後機会があれば、こういう指導も行っていくつもりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 ありがとうございます。

最近、異常気象により竜巻やダウンバーストなど、自然の力は想像できないことが起きております。市民を守るために、ぜひ予算を組んで調査していただけないか、もう一度市長のお考えをお聞かせください。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 看板について、いま一度どういう状況なのかということを行政と把握していきたいと思います。その結果、必要であれば、公費でもって調査をしてきたいとかように思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 前向きな検討していただけることができます。ありがとうございます。次に入ります。

以前、消防団の消火ホース収納庫のひどい傷みについて、一般質問させていただきました。その後は、そこにブロックなどを置き、整理・整頓されておられます。必要なときにすぐに使用可能な状態にされていることに感謝いたします。こうしたことは、市内を回りながら、市民が将来負担になる前に整備することが大切だと自分は感じています。

そこで、バス停留所の時刻表の看板について、市長にお伺いいたします。

向原、甲立線の県道については、時刻表版は下が四角水平のブロックに直径15センチぐらいの青い丸いパイプを設置され、さびもありません。美土里、高宮は、下が四角のブロックで10センチのどぶづけパイプが設置され、さびもありませんでした。冬の凍結防止剤、エンカリがつかないようブロックで高くされているのが効果があると感じています。

問題は、54号線の時刻表版です。歩道に直接埋め込まれています。八千代町方面は見受けられませんが、吉田や甲立に入ると、根元が赤くさびているところが多く見受けられます。市の管轄ではありませんが、根元から折れると危険と考えられます。業者に指導はできないのか、市長にお伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

バスの時刻表の看板は、さびが回っている箇所が見受けられるが点検や指導などが必要ではないかという御指摘でございます。

安芸高田市内に設置されているバスの時刻表看板は、バス事業者であります備北交通株式会社、並びに広島電鉄株式会社が管理しているところであります。

看板の点検方法や実施時期等について、備北交通株式会社に確認しましたところ、定期的な点検は実施していないものの、バスタイヤの改正や日々のバス運行時に、乗務員が確認を行っていること、また、バス利用者等から連絡があった際には、現地へ赴き、随時確認を行いながら、劣化が進んでいるものから順次取りかえを行っているとの回答がありました。さらには、今年度、定期点検を実施することを検討しているとの回答もありました。

いずれにいたしましても、バス沿線に設置されているバス停は、屋外に設置されているため、さびや腐食等により劣化が進んでおります。

市としましては、バス利用者の安全を第一に、必要に応じてバス事業者に働きかけを行ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 昨日も交通事故がございました。ぜひ、事故が起きないうちに改善をしていただくことをお願いしていただくように、市長、よろしく願いいたします。

次に、江の川の看板表示について、市長にお伺いいたします。

市長も御存じと思いますが、江の川には畳1枚よりも大きな看板が設置されております。1級河川江の川国土交通省と表示されております。

私が今回、疑問に感じたのは、600人近い外国の人が安芸高田市に暮らしておられます。多文化の人々が安心して暮らせる環境づくりは、小さなところから、できるところから始めることが、心が通じ合うと感じております。

そこで、江の川の表示板の英語の表現は、安芸高田市の中でも、三次市の中でも、表現が同じものは1つありません。日本語の江の川のように同じ表現にさせていただくようにできないのか。これも市とは管轄が違うといわれるかもしれませんが、遠く離れた異国で暮らす皆様のためにも統一していただけるようお願いはできないのか、お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの下岡議員の、江の川の看板表示についての御質問にお答えをいたします。

江の川は、国土交通省が管理している河川であり、看板につきましても国土交通省によって設置され管理されているものでございます。御質

間の江の川看板の英語表示を統一することにつきまして、「統一することは可能ではあるが直ちに行くことはできない。」との回答を国土交通省からいただいております。

今後、表示の内容について、国と検討していきたいと思います。ということは、国の事業といえども、安芸高田市にとって統一することは大事なことなので、粘り強く国のほうにもこういう課題があるんだということは伝えていきたいと思います。ただ、河川管理者が全然違いますので、意見として申し述べていきますので、このことはお約束しますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 これは一部のことで考えますが、このような事案はこれからどんどん出てくると思います。他国で暮らす人々のために、迷うことのない表現をお願いしたいものでございます。

次は、教育長にお聞きいたします。

英語表示についてですが、児童に江の川の名前の説明はどのようにされているのか。Gono River、Gonokawa River、GOUNO RIVER、GHONO RIVERとよく似ているようですが、異なった表現で表示されております。教育長のお考えをお聞かせください。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

江の川の英語表示、説明方法ということでございますが、川の名称の一般的な英語表現についてお答えいたします。

現在、安芸高田市で使用している中学校英語の教科書を参考にしますと、「江の川」は“the Gono River”ということになります。「ごうの」のつづり方ですが、固有名詞や人名は、ローマ字表記に準じるのが一般的のようでございます。したがって、G、o、n、oというつづりになります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 ありがとうございます。

これからは、たくさんの外国の人々が安芸高田市で暮らされる時代が来ると考えられます。住みやすい安芸高田市を望みます。市民一人一人が、もし自分が知らない異国で暮らすと考えたら、安芸高田市で生活される多文化の人が気持ちが少しでもわかるのではないのでしょうか。ちょっとした言葉の違いで、教育長、いじめなどに発展することはございませんか。ちょっとこれは申し出てないことなのですが、聞かせてください。言葉のことでいじめに発展するかどうかということで、よろしくお

願います。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 下岡議員のほうからも通告にないこととおっしゃいましたが、もちろん今義務教育で実施している教育全体を通じて言葉の使い方というようなことについては、極めて大事であると思えますし、言葉の使い方いかんによっては当然いじめに限らず、相手を傷つけたり不愉快にさせたりということは当然あるというふうにご考えておるところでございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 通告でないことをお聞きいたしまして、すみません。

外国の子どもさんが、こういう言葉などで笑われたり、それを苦しめていじめられたりするのではないかと思ってお聞きしました。言葉の違いでいじめが起きないことを願っております。

次に入ります。お太助フォンについてお聞きいたします。

4町にお太助フォンが設置されたころ、聞き取りにくいなどの苦情が多く聞かれました。常任委員会でもこの問題はだいに議論されました。今はその苦情も流行が去ったように聞くこともなく、反比例して、純正スピーカーの販売方法がお太助フォンからよく流れおります。これは中国ブロードバンドサービスのことと言われるかもしれませんが、嵐のごとく批判した割には純正スピーカーを取りつけた市民が少ないと感じております。

2,000個用意された純正スピーカーの普及状況を市長にお聞きいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、お太助フォン用、純正スピーカーの普及状況についてのお尋ねでございます。

御承知いただきますように、お太助フォンにつきましては、主に行政からの情報を「お知らせ」や「告知放送」により、市民の皆様方に情報発信しております。

お尋ねのスピーカーにつきましては、通常の告知放送や電話の呼出音が小さくて聞き取りにくいと言われる方を対象に、中国ブロードバンドサービス株式会社が、独自にお太助フォン専用のスピーカーと専用コネクタをセットにして販売しているものであります。

普及状況について、中国ブロードバンドサービス株式会社に確認しましたところ、5月末現在で356セットの販売実績があった旨、お聞きしております。

市といたしましても、お太助フォンを活用した行政情報の発信をこれまで以上に充実させ、市民にわかりやすい情報として提供できるよう努

めてまいりたいと思っております。

私もこれ非常に気になったんですけど、私のところにも苦情があったんですけど、最近なくなってきました。

いわゆるお太助フォンの使用がわかったら大きな声にしてもらわん方がええと言ってるんですよ、今度は。今までは半世紀にわたって大きな声で言いよったもんだからなれてしまっただが、今のうちの職員が説明しよるわけですよ。これをしたらこういうことが聞けますよとか、灯もつきますよ。過去にさかのぼって聞けますよって。こんないいものはないと逆に今度はおっしゃいます。

だから、今までのこと分は今までのこととして、新しい機械に市民がなれていただくということが大事なので、もう外で大きな声を出すということを大きな課題とするのもおかしいんじゃないかと。逆にこんなことをしたら子どもが寝ないとか、こういう苦情が来ますよ、今度は。これからの社会のペーパーレスとかこういう時代になるので、市民の方々にもこういうことを対応してもらって、情報を自分でお太助フォンを使ってもらおうということを市としても心がけています。年々この需要は減ってくると思います。御理解をしてもらいたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 40億円かけて全市に普及したお太助フォンは、今は音量を下げ、先ほど市長が言われたように、お太助フォンを聞かない市民がだんだんふえておられます。

大切なお知らせを聞きもらさないように、根気よく説明を続けていただきたいのですが、市長、どのようにお考えでしょうか。その点については、下げられているということ。

○金行議員 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私のところには逆のことが入って来まして、やっぱりお太助フォンの利用方法がわかったら、これよかったということです。ただ、今までどおり、ボタンを押すのが嫌じゃと、聞きたいよという人もおられます。それは議員御指摘のとおりだと思いますけど、こういうことに対してもこういうことをやってるんですけど、本来なら時代に逆行した話なので、できるだけうちが責任を持って市民の方々にお太助フォンの使い方を周知していくんだということです。

40億円をかけてと言いましたけど、たまたまお太助フォンを利用していただけであって、この40億円というのは、これからの企業誘致とか、発展のために使うものなので勘違いのないようにしてください。お太助フォンのために金をかけたわけではございませんので、どうかよろしくお願いします。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 次に入ります。

市民が聞き取りにくいと回答があり、用意したスピーカーの販売はこれからは低迷すると考えられます。市民の声に応じて準備した経過があり、きょう言われたように356個販売されたと言われます。残りはどのように処理されるのか、市長にお聞きいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。お太助フォン専用スピーカーの在庫の処理に係るお尋ねであります。

御承知のとおり、この専用スピーカーにつきましては、中国ブロードバンドサービス株式会社が、会社独自のサービスとして販売を行っているものであります。

お尋ねのありました在庫等の状況につきましても、同社に確認しましたところ、この専用スピーカーにつきましては、基本的には市民の皆様から注文を受けた後に、メーカーに発注する仕組みをとっているとのことでした。ただ、中には設置を急がれる方もおられますことから、一定程度は予備品として確保しているとのことでありました。

御質問にあります2,000個につきましては、専用スピーカーとセットで販売しております専用コネクタに係る数量でございます。

メーカーへの発注単位が1,000個単位でありますことから、当面2,000台までは対応できるようにと、専用コネクタのみ2,000個発注を計画したものであり、今後も引き続き、お太助フォン専用スピーカーを希望される方に提供してまいるとのことでありました。

市といたしましても、これまで以上に市民の皆様がお太助フォンを利用しやすくなるよう、中国ブロードバンドサービス株式会社に対し、皆様からの御意見・御要望等を伝えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 ありがとうございました。

新しいことを行うときは、一息することも大切な決断だと考えております。これからも市民のために努力していただくことを願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山本議長 以上で下岡多美枝さんの質問を終わります。

この際、14時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時06分 休憩

午後 4時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員

13番、未来創生会の秋田雅朝でございます。

本日のラストバッターを務めさせていただきます。お疲れのこととは存じますが、もう少しよろしく願いいたします。

通告書に基づき、大卒1点、道徳教育について、4項目について教育長にお伺いいたします。

最後で教育長だけの質問になるので恐縮いたしましておりますが、よろしく願いいたします。

さて、昨今、10代の若者が凶悪犯罪に走り、人を殺してみたかったといってはばからない不透明な時代。命の重みをどう教えるのか、あるべき倫理観を教え、モラルやルールの大切さを説くことがますます求められる時代だと痛感する中で、確かな未来を求めるために子どもたちに何が必要なのかを考えると、それは言うまでもなく、人間としての心の育成、つまり道徳教育でございます。

その道徳教育を充実させる切り札として、特別の教科、道徳が提案されておりますが、私は平成25年3月定例会において、道徳教育について質問させていただきました。その当時は、道徳が必修科目から新教科にという動きがある中での質問でございまして、永井教育長の答弁も実現に向けて、まだ国レベルでの議論で、動向を注視してもらいたいとのことでした。

そうした経緯も含め、現況の道徳教育について、再度質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、道徳の教科化についてでございます。

今年の2月に文部科学省は、小・中学校の道徳を「特別の教科」として教科化することに向け、学習指導要領の改訂案を公表いたしました。これを受けて本市の見解について伺うものでございます。

まず最初に、教科化の意義についての見解をお伺いしたいと思います。

○山本議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長

ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

道徳の時間が特別の教科となることの意義についての見解でございます。

議員御指摘のとおり、今年の2月、文部科学省は学習指導要領の一部改正案についてのパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を踏まえ、平成27年3月27日付で、道徳の時間を特別の教科とすること等に係る学習指導要領の一部改正等を行いました。

この改正の主なポイントは4点あります。

1点は、内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善されたこと。

2点目は、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れるなど、指導方法が工夫されたこと。

3点目が、数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握すること。

4点目が、検定教科書が導入されること。以上が、改正の主なポイントでございます。

特に、これまでの道徳教育にはなかった教科書が導入されることにより、学習指導要領に示された内容をより系統的に学ぶことができるようになったことや、道徳教育の平準化・恒常化が図られたことが大きな意義であると考えています。

本市におきましても、改正のポイントを踏まえ、新しい学習指導要領に基づき、今後も道徳教育の充実を推進してまいります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま教育長のほうから4項目と、いろんな意義についてそういうことで教科化するんだというふうに説明をいただいたと思います。

繰り返しになるかもわかりませんが、私も教科にすることの意義については、基本的には教科にすることにより、指導内容を、先ほど説明いただきました、体系的・系統的に編成し、全ての学校教員が授業時数を確保し、年間を通じて組織的・計画的に指導すること。それから、また学習指導要領に示す指導内容に即した教材を使用して、指導を行うことだと理解はいたしております。

しかし、現在の道徳の授業に対し、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、初期の目的が十分に達成されていないのではないかと、教材を読むことに終始しているといった指摘もあると認識いたしております。

本市の状況については、先ほど申しましたように、2年前の教育長の答弁で、本市における道徳の授業、道徳教育というのは極めて県内的にも高いレベルで充実していると、ある意味、自負しているというように答弁をいただいております。そうしたことから考えたら、これが匹敵するかどうかはわかりませんが、一般論ではそういうことになっています。

先ほど申しました、学校や教員の充実度による差について、一般的な見解では、まず指導教材で現在使用されているものは民間作成の道徳副読本であったり、文科省の心のノートであったり、地域資料などの自作教材があり、教師は必要に応じてこれらを組み合わせて授業に活用するのだが、このときに、教員間の力量の差が表れ、授業の組み立てが難しくなり、授業の方法論が確立しにくい元凶になっているということになっております。

また、道徳用語の難解さが追い打ちをかけているとも言われております。例えば、道徳教育と道徳の時間であったり、道徳的実践力と道徳的実践などの違いが教員に理解されているかどうか。これは失礼な言い方になるかも知れませんが、疑問があるというのが一般論でございます。

だから、道徳の授業が逆に国語の教科の読解指導と同じ展開になってしまい、子どもの心に届かないという結果になっているというふうに言われております。

したがって、道徳の時間が教科になれば、指導内容の系統性と方法論が確立し、いろいろな教材を組み合わせなくても検定教科書に沿っての授業が可能となり、教員の差も解消できるのではということが、教科化の意義だというふうに私は認識いたしております。

大変失礼な言い方になるかも知れませんが、そういったことを踏まえて、再度、教科化に向けて意義をお伺いしたのは、なぜ教科化になるのかという思いを述べさせていただきましたので、そういったところも踏まえて、再度、教育長の見解を求めます。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の道徳教育にかかわってでございますが、現在、義務教育、高校教育も含めてでございますが、全国平準した恒常的な指導体系がとれるようにということで、我が国においては学習指導要領というものが定められており、公教育においてはこの学習指導要領に基づいた指導を行うというのが義務化されております。

その中で、道徳教育につきましては、広島県、とりわけ本市においてもそうではありますが、平成10年に、当時文部省の是正指導というのを受けました。これは平成10年でございますが、それ以前につきましては、広島県内においても地域差がございますが、道徳教育にかかわってさまざまな問題が指摘されたのは事実でございます。

しかしその後、是正指導を受けまして、前回の秋田議員の御質問に答弁させていただきましたように、本市においてはかなりレベルの高い道徳教育、その中でも要と言われております道徳の授業を学校現場は実践してくれているというふうに考えておるところでございます。

これは、時間数等も含めて、道徳教育推進教師を中心に定期的にチェックをかけながら、適切な道徳の時間の展開がされるように、取り組み等を行っているその結果というふうに考えております。

ただ議員御承知のように、ここ数年、とりわけ小学校あたりを中心に生徒指導上の課題ということが生起してまいりました。このことを踏まえたときに、実施はしておりますが、本当に子どもたちの今の現状を踏まえた心に響くような、議員御指摘の心に届くような、そこまでの充実というものが道徳の時間を中心として展開されているかどうか。その辺りについては、再度、それぞれの学校あるいは現在組織しております道徳教育推進協議会あたりで検討していこうということで、数年前から学校現場と協議を重ねておるところでございます。

したがって、そのあたりの課題はございますが、今回の教科化ということについては、全国的な観点に立って、要するに全国的に見れば教科書がないだけに、道徳の授業も含めた道徳教育のばらつきがあると

ということで、このたびの改定になったというふうに考えておるところでございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 各学校での話をしながらの取り組みを検討されているということで、次の質問に入らせていただくのですが、少しそこは今のところと重複するかもわかりませんが、2番目に②として、今年度の本市における取り組み状況と、今後についてはという質問をさせていただきます。

それは今の定義を踏まえて、どうして教科化にしなきゃいけないかという観点の中で、もう平成27年度から移行措置で取り組めるところもあるというふうに伺っておりますのでそうしたところを踏まえて、今年度の取り組みはどうされているのか、再度お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 秋田議員の御質問にお答えをいたします。

今年度の本市における取り組み状況と、今後についてでございます。

今回の改正に基づき、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から特別の教科として道徳が実施されていくことが予定されております。このことを踏まえ、本市では今年度、文部科学省の委託を受け、「道徳教育改善・充実総合対策事業」を実施し、道徳の教科化も視野に入れた道徳教育の一層の充実を図る取り組みを行っているところでございます。

また、昨年度まで安芸高田教育推進会の道徳部会と合同で実施しておりましたが、安芸高田市道徳教育推進協議会を今年度から独立させて開催し、より教育委員会の指導が徹底するよう、充実を図っているところでございます。

特別な教科といいますのは、要するに、とりわけ道徳の授業というのは特徴がございまして、1点は、担任が実施するのが原則。もう1つは、先ほど申しましたが、数値化による評価はなじまない。こういうことを踏まえて、特別な教科、道徳科ということになっております。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 今教育長から答弁をいただきました評価について、数値化はなじまないという点について、私も再度お伺いしたいと思っております。

これは、教科化が抱える根本的な課題だというふうに考えます。教師が子どもの道徳性をどのように評価するのかということが重要になってくる中で、中央教育審議会の答申では評価について、他の教科のような数値による成績づけは不適切とし、教師は授業での子どもの発言や行動を見る、あるいは児童・生徒の道徳性にかかる成長の様子を把握して評価するというふうにしておられます。

そのためには成果として、行動に表れたものを適切に評価するため、

行動の記録というんですか、そういうのを改善し、活用することによって評価の改善を図るとされております。このことは、教員の皆様にとっては大変難しい判断であったり作業であったりになるというふうに私は判断いたしますが、だからこそ、2018年度実施に向けての段階的な取り組みが必要なのではと私は思います。

そうした点を踏まえて、今年度の取り組み状況等、先ほど少しいただきましたけれども、そういったところを踏まえた観点から、再度、教育長の答弁を求めます。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 秋田議員の御質問にお答えをいたします。

学習指導要領が改訂されるたびに、いわゆる先取りして実施してもいいですよということで、先行実施という表現がよく使われております。

このたび、この特別な教科、道徳の教科化に伴いましては、そういう先行実施という表現が使われておりません。できるところから先にやってもいいですよという文科省の指導はございますが、先行実施という表現がないんです。これはどういうことかといいますと、まだ今現在、教科書がないんです。したがって、その教科書がどういった形で編成されて、学校現場におりてくるか。もちろん検定ということですから、民間が当然、何社かの道徳の教科書をつくることになろうかと思いますが、そういった意味で、まだ若干先行き不透明なところがあるということで、できるところから実施してもよいという表現になっております。

それから、評価にかかわってでございますが、よく言われるのが、道徳の授業においては、算数・数学等と違い、答えが1つではないということなんです。したがって道徳の時間が好きな子どもというのは、道徳の時間は自分の思いをしっかりと話すことができると。だから、道徳が好きだという子が多いというのが現状でございます。一方逆に、道徳の授業が嫌いだという子は、そのあたりがいま一つはっきりしない、答えが1つではない。だからはっきりする教科のほうが好きだというふうに答える子どもも当然いるわけです。

しかしながら、道徳性というのは、当然子ども1人1人、その発達というのは差がございますし、今のように、例えば物を1つ大事にすること、あるいは信号を渡る、赤だったら当然停まるというのが決まりではございますが、車が通ってなかったら渡ってもいいじゃないとか、いろんな考え方があるという状況の中で、子どもを数値化によって評価していくことはなじまない。

したがって、子ども1人1人の成長、変化をしっかりと見ながら、子どもが正しい道徳性を身につけることを支援していこうと。そのために子どもの状況を一番よく知っている担任が道徳の時間については指導するのが原則ですということにもなっておるということでございます。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 答弁の中では、検定教科書、これが1つのネックとなっており、だから2018年からその3年間をかけて教科書が選ばれて取り組むんだということは理解しておりますし、道徳性を身につける、その支援、それが教科だということだというふうに思います。

特別の教科、道徳が教育課程にしっかりと位置づけられて、機能するようになることにより、学校教育が人間教育の場となるように望むことを申し添えまして、次の質問に移らせていただきます。

次が、道徳教育の充実についてでございます。

第2次安芸高田市総合計画及び第2次安芸高田市教育振興基本計画において、豊かな心の育成として道徳教育の充実を掲げられ、道徳教育推進教師を中心に、また、県教育委員会の事業を活用して、道徳の時間の授業づくり等の研究を行い、その成果の還元を行うこととされておられます。このことを踏まえて、次の点についてお伺いいたします。

①学校における教員の指導力向上対策等、指導体制について、お伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

学校における道徳教育の指導力向上対策等、指導体制についてでございます。

議員御指摘のとおり、道徳教育においては従前より、学習指導要領に「校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること」とあり、本市におきましても各小中学校に道徳教育推進教師を置き、道徳教育の充実と推進を図っているところでございます。

先ほども説明をさせていただいた、「道徳教育改善・充実」総合対策事業も、指定校の道徳教育推進教師が中心となって、当該校の教師とともに効果的な指導方法等の開発などの実践研究を行うものでございますが、同時に「教員の指導力向上、リーダー養成」が、本事業の目的の一つになっております。この事業の成果は、安芸高田市内はもちろん全県内に還元されることになっております。したがって、この事業を契機としまして安芸高田市小中学校におきます、教員のさらなる指導力向上、道徳教育推進教師としてのさらなる資質の向上を図りたいと考えております。

現在、具体的にこの事業をうけておりますのは、可愛小学校でございまして、その可愛小学校には今年度、道徳を実施する教員を1名、加配を受けておるところでございます。したがって、現在、可愛小学校では、ほとんどの道徳の授業の時間に、担任とこの加配教員と2人で入って、今後、教科化されたときの具体的な、あるいは効果的な道徳の時間の指

導について先行的に研究をしているという状況でございます。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま御答弁をいただきました、道徳教育推進教師について、実は再質問させていただこうと思っておりました。

今お伺いしたのは、可愛小学校に加配教員ということで、それが道徳教育推進教師かどうか、ちょっと私今理解しかねたんですが、それが配置されていると理解させてもらって、これ、何かで引っ張り出してきた資料なんですが、道徳教育の現状ということで、道徳教育推進教師等の配置というのが平成24年度既に99.9%、各小学校・中学校に配置されているというふうに私は理解してたのですが、それがそうではまだないわけですか。そこを再度、お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の、道徳教育推進教師というのは、平成20年の中教審の答申の中で配置することということが決定をされまして、それを踏まえて、こんにち各学校に1名の道徳教育推進教師がいるということでございます。ただし、この道徳教育推進教師は、特別に1名プラス枠で配置をされるということではございません。したがって、定数法に基づく学校規模でございます。児童数、生徒数を含めた。それに基づいて配置された教員の中から校長が道徳教育推進教師をまた指名をするということなんです。

しかしながら、先ほど申しました、指定を受けて今先行的に研究をしております可愛小学校については、あらかじめ定数法で決められた教職員プラス1名、今後の特別な教科、道徳に向けて先行的に研究をなさいということで、この学校につきましては、特別に1名プラス配置をされているということでございます。

したがって、本市はもちろんですが、広島県内は今日的には全ての学校に道徳教育推進教師は配置されております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 答弁をいただいて、全ての学校に配置されているんですが、もう1点お伺いしたいのが、この道徳教育推進教師のまたそれを指導する教員、道徳教育推進リーダー教師というのがあるというふうに私は認識していたんですが、それが今の可愛小学校と関係があるのかどうか分かりませんが、そういったものは置けないんですか。再度、お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 道徳教育推進教師を指導するリーダーということでございますが、現在、私の認識が不足している部分があるかもわかりませんが、県内的に

は置かれていないと認識をしておるところでございます。

ただし、道徳教育推進教師を含めた学校現場で道徳教育は今全教職員で取り組むこととされておりまして、この指導に当たるのは、本市の場合も指導主事がおりますし、県内的にも各教育事務所でありますとか、八本松にございます、県立教育センターに道徳教育担当の指導主事が配置されておりまして、その指導主事を招聘して、今日的にはサテライト研修とかいうような言い方をしておりますが、複数校、あるいは校種を超えて、教師が集まってそこで指導主事等から指導を受けるということは現在も行っておるところでございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 いずれにいたしましても、その学校における教員の指導力向上対策等、指導体制にはこの道徳教育推進教師を中心に、校長がリーダーで、それを中心にやっていくんだということで今から取り組みをされるというふうに理解をさせていただきまして、次の②の質問に入らせていただきたいと思います。

道徳教育の充実について、家庭や地域との連携の強化が必要だと思っておりますが、そのあたりの見解についてお伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問でございますが、その前に、推進教師をこれから指導していくということではありません。もう現在、今日的に、先ほども申しました、安芸高田市道徳教育推進協議会という会を立ち上げておりまして、そこで推進教師を集めて、年何回かの指導、充実に向けた取り組みは現在も継続しておりますので、御理解をいただければと思います。

家庭や地域との連携強化についてでございます。

改正学習指導要領の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の一つに「道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。」とあります。

学校では、このことを踏まえ、参観日や地域公開におきまして道徳の授業を保護者や地域の方に公開する取り組みを行っております。また、道徳の授業に地域の方をゲストティーチャーとして迎え、道徳教育に協力を得る取り組みを行っているところでございます。

また、御承知いただきますように、昨年度、文部科学省が作成しました「わたしたちの道徳」は、学校の教育活動全体で活用するほか、児童生徒が家庭や地域に持ち帰り、家族や地域の方と話し合ったり、意見を聞いたり、あるいはコメントをもらったりする機会を持つようになっており、本市におきましてもそうした取り組みを推進しているところでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 学校、家庭、地域の連携、もう既に取り組んでおるといふ答弁をいただいたと思います。

再度、繰り返しになるかも知れませんが、その道徳教育を推進する上では、学校、家庭、地域の連携は当然不可欠であり、そのためには、学校において道徳教育の全体計画等の作成等に、その家庭や地域の参加を得ることや、それから道徳教育に関する情報を共有するということが充実につながるんだというふうに思います。

また、特別の教科、道徳の授業の積極的な公開、多分そういうことをもうされているんだと思うんです。あるいは土曜日の活用なども含めた、土曜日だと家庭や地域の方たちも参加できて、いわゆる情報の共有であったり、そういったことを先生方も授業の工夫も考えられて、このことにより家庭や地域との連携を強化することがまた考えられるのではないかと思うのですが、その辺についての見解を再度お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 秋田議員御指摘の道徳教育について、保護者、地域の方と共有を図るといふことは、当然重要なことというふうに認識をしております。

現在、校長等と協議をしておりますのは、御承知いただいておりますが、学校だより、あるいは学級ごとに出します学級だより、そういったものの中に今以上にしっかり道徳の授業を含めて授業のことをしっかり取り上げていこうと。最近、若干行事の紹介に終わるような学校だより、学級通信が見受けられますので、そのことを指示をしておりますのでございます。

もう1点、土曜日の活用ということでございますが、現在、校長とこのあたりの意見交換もしておりますし、市長のほうからも前向きに検討したらどうかという指示もいただいておりますが、現在のところ、本市においては、まだ道徳教育に関して、土曜日に開校しての実施、そこまでの必要はないのではないかということが校長あたりのお大半の見解でございますので、この点につきましては、もう少し国の状況ですとか他の県内他の市町の状況等、しっかり見ていこうというふうに思っております。

もう1つ、ゲストティチャーというのを年間を通して、それぞれの学校が地域の実態に応じて地域の方や保護者を招聘して、道徳の時間に指導をいただくというようなことをやっております。

例えば、議員の地元でございます来原小学校は、昨年度、地域の財産を守るということで、原田のえのきのことに関して、地域の方を招聘してお話を聞くというようなことをやっておりますし、挨拶運動とか見守り等にかかわっていただいている地域の方を招聘して、かかわっていただく願いや思い等について直接お話を聞くというような取り組みをしま

がら、現在、本市の道徳教育、道徳の時間の取り組みを進めているところでございます。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 来原小学校の話もしていただきまして、私もそういうことを知っておかないけんかったんですが、なかなか学校現場のこともわからない部分がございますが、いずれにいたしましてもそういった地域との連携は既にもう本市は取り組んでいるんだらうという認識は持たせてもらいます。

それで、まことに恐縮ですが、また平成25年3月の定例会で一般質問をさせていただいたときに教育長は、学校教育で取り組む道徳教育を縦軸、だから就学前、小学校、中学校、高校と、横軸、家庭、学校、地域の連携に例えられ、今後はふるさと教育と題して、地域あるいは市民の方のお力をおかりしながら、体験活動を重視した道徳教育に取り組んでいきたいという答弁をいただきましたけれども、そこらあたりの成果と申しますか、それから2年たっておりますが、そこらあたりの見解について再度、お伺いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 秋田議員の御指摘でございますが、現行の道徳教育におきましても、このたび改定をされました道徳教育におきましても体験活動、あるいは地域とのかかわりというのは大切にしようということが入ったでございます。本市の場合、このたび編集をさせていただきました、ふるさと学習における副読本の編集あたりもこれらのことも踏まえた中で小学校編、中学校編の編集でございます。

今後は、道徳教育に限ったことではございませんが、このあたりをしっかりと活用しながら、先ほど議員御指摘のように、地域をしっかりと学ぶ、その学ぶことの中に地域の方や保護者の方をしっかりと巻き込んで、協力をいただく。そういうことの中で総合的に子どもたちがみずからの道徳性を高めていく。

常々申しておりますが、やはりよって立つところの家庭でありますとか、自分が今住んでいるところに自信や誇りが持てるということが、子どもたちが自尊感情を持ち、自信を持って前向きに生きていく、目の前のいろんな課題を乗り越えていくということにつながるというふうに思いますので、引き続いて、そのあたりの取り組みを重点的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 次の質問に移ります。

3点目、児童・生徒の問題行動と道徳教育充実の関係についての見解はという質問でございます。

「いじめ」等の問題行動が、道徳の教科化によって全てが解決できるとは考えられないとは思いますが、やはり成果は求める必要があると認識いたしております。こうした観点から次の点についてお伺いいたします。

①本市における児童・生徒の問題行動の状況について、お伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。本市における児童・生徒の問題行動の状況でございます。

昨年度、平成26年度の結果をもとに御説明を申し上げます。

まず、暴力行為でございますが、小学校6件、中学校3件で、一昨年度と比較し、小学校は10件、中学校は5件減少いたしました。

次に、いじめの認知件数でございますが、小学校10件、中学校7件で、一昨年度と比較し、小学校は3件減少し、中学校は2件増加という結果になっております。

最後に不登校児童生徒の人数でございますが、小学校12人、中学校15人で、一昨年度と比較し、小学校は4人増加、中学校は増減なしという結果でございます。

生徒指導上、課題のある学校が、落ちつきを取り戻したことにより暴力行為は減少しましたが、不登校児童生徒の人数は残念ながら、減少傾向に至っておりません。

一昨年施行されましたいじめ防止対策推進法に「道徳教育の充実」が規定されておりますように、道徳教育と生徒指導は密接な関係がございます。特に「いじめの未然防止」には、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を児童生徒がそれぞれ養うことが有効であります。今後とも道徳教育の充実を推進していく上におきまして、道徳教育と生徒指導との関連をより大切にしながら、充実の方向への取り組みを展開していきたいというふうに考えておるところでございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 この問題行動の状況ということでお伺いしました。

平成25年度までは、昨年9月に文教厚生常任委員会で資料としてその状況をいただいておりますが、平成26年度はちょっとわからなかったし、少し調べてみたがちょっと今のところはわからなかったということで、ただ、はっきり減少はしているんだということでございました。

②の質問に移りますけれども、この質問をさせていただいたのは、先ほど教育長におっしゃっていただいた、いじめ防止基本方針ですか。この中にいじめ防止に関する取り組みとして児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を進めるということがうたっておりますので、お伺いしたものです。

国のほうは、道徳の教科化に当たり、いじめ問題の対応を強化する方針というふうに広報、新聞報道とかではいつも出てたんですね。強化すると。そもそも教科化の議論が始まったというのも大津市、不幸な中2男子のいじめによる自殺事件がその背景にあり、文部科学省の学習指導要領改定案の中でだれに対しても分け隔てをせず、公正・公平な態度で接することなど6項目を掲示しているとのそういった報道を私も見させていただいております。

けれども一方では、道徳の教科化によっていじめ問題などが全て解決されているのではないとの見解等の御意見もございます。どちらがどうか、それはそれぞれの判断だとは思いますが、そうしたことを踏まえて、道徳教育の充実のために教科化が叫ばれている中で道徳教育の充実といじめ防止等の関係について考えるときに、公正・公平な態度で接するなどの6項目について、全教員の方が認識を共有して取り組む必要があるという観点から質問させていただいております。再度、そのあたりを含めて、安芸高田市いじめ防止基本方針などに対する道徳教育の充実による成果をどう求めているのかという点について、御見解をお示しいただきたいと思っております。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 道徳教育の充実による成果をいじめ防止基本方針等にどう求めていくかという御質問でございます。

いじめ防止基本方針の根拠となります「いじめ防止対策推進法」には第15条第1項に、議員御指摘のように、「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」とあります。

この規定を踏まえ、本市のいじめ防止基本方針におきましても、「いじめの防止等に関する取り組み」として「全ての教育活動を通じた道徳教育等の充実を進める」としておるところでございます。

具体的には、学習指導要領に示されています「善悪の判断」、「友情、信頼」あるいは「相互理解、寛容」などを観点とした教育活動を通じ、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、「いじめ」をしない、許さない、学校・学級づくりにつなげていきたいと考えておるところでございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ぜひとも道徳教育がそのいじめの根絶につながるような教科になってほしいということを切に望みますし、そうしたことへの取り組みをなさっておられますけれども、先生が一丸となって取り組んでいただきたいということを申し添えさせていただきます。

次の4番目の質問に移らせていただきます。

就学前の道徳教育についてでございます。

安芸高田市の子ども・子育て支援事業計画においては、「次代を担う世代の育成」として道徳教育の推進を掲げておられ、また「安芸高田市みつや協育」では、「オール安芸高田教育」として、種を植える時期を就学前とされておりますが、道徳教育における幼児教育は本当に重要だと私も思います。こうしたことを踏まえまして、次の点についてお伺いいたします。

まず1点目の①就学前の道徳教育の現況についてお伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えします。就学前の道徳教育についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、幼児期における親をはじめとし、職員や大人のかかわり方は極めて重要であると認識しております。小学校学習指導要領解説の道徳編において、「道徳教育は全ての学校段階において一貫して取り組むべきものであり、幼稚園においては規範意識の芽生えを培うこと」とされています。

芽生えということでございますから、昨年度までの「安芸高田協育」のリーフレットにも議員御指摘のように、幼児期は「種を植える」時期と表記させていただいたところでございます。

いずれにしましても、基本的な生活習慣や人間としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識などについて、幼稚園等におきまして集団生活を通して指導していくことは重要な指導事項でございます。

就学前における道徳教育の現況はということでございますが、今、答弁させていただいたことを踏まえ、今後におきましても、基本的な生活習慣を定着させる取り組み、さまざまな体験活動や情操教育、また、家庭への働きかけを継続するなどの取り組みと合わせて、子供たちの道徳性の基礎を養う、そういう就学前の教育に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 質問をさせていただいている以上、私のほうの思いも述べさせていただきたいと思っております。

この就学前の道徳教育については、平成18年に改正された教育基本法の中で強調されているのが、人格の完成を目指した教育の一層の充実。それは、教育の出発点である幼児期の教育において、生涯にわたる人格形成の基礎となる力をしっかりと培い、その上に小学校教育、中学校教育、高校教育と積み重ねていく。そして、生涯にわたって人格を磨き続け、幸せな人生を送れるように支援していくというのが、これからの教育であるというふうに示されていると理解いたしております。

みつや教育の中の「オール安芸高田教育」における就学前教育がこの幼児期の教育に当てはまるのではないかという思いの中で質問をさせていただきました。しっかりとしたその種をまく時期に、小さいときに植えつけた、学んだ認識というのは、生涯、私はずっと残っていくものだというふうに思いますので、そこらあたりの教育連携をしていただきながら、そういった幼児教育に取り組んでいただきたいということを申し添えさせていただきます。②の幼稚園・保育所と小学校との連携についての見解について、お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 幼稚園・保育所と小学校の連携についての御質問でございます。

幼稚園・保育所と小学校は、特に5歳児に関する個別の状況や課題をお互いの職員同士、あるいは教員と保護者が共有したり、園児と児童が同じ活動をするなどの取り組みを行う中で、スムーズに小学校に入学し、小学校生活を送ることができるよう連携を取り合っているところでございます。

学校では、義務教育9年間を見通した一貫性のある指導を目指しておりますが、保育所・幼稚園ともしっかりと連携する、いわゆる就学前教育とも一貫性が保持できるよう、現在努力しております。

特に今年度は、甲立小学校を指定校としまして、広島県の事業である「幼保小接続カリキュラム研究開発事業」を実施しています。この事業は甲立小学校と甲立保育所が連携して、5歳児から小学校1学年までの期間を「接続期」というつながりで捉え、子どもの発達と学びを連続させていくという観点でカリキュラムを研究開発し、幼児期の教育の充実を図るというものでございます。この事業も活用しながら、「接続期」における道徳教育というものも研究をするようにしております。

いずれにしましても、就学前は、議員御指摘のように、長い人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性の基礎を養うための大切な時期でございます。学校もこれまで以上に、家庭・地域、保育所・幼稚園との連携を密接に図りながら、これまで以上の道徳教育の充実につなげていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 連携を図りながら、道徳教育の充実を図っていただきたいと思っております。そのためには、やっぱりいろんな意味での連携、市民であったり学校、保育所からのずっと連携が大切ですし、それはある意味、地域づくりの一つでもございますので、そうした中で将来を担う子どもたちを健全に育てていくということを共有しながら進めていきたいと私も思います。

きょう、道徳教育ということで質問をさせていただきましたが、最後

に、6月19日に新聞報道がありました、指揮者評論という中で、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公選法改正、国民投票法が整備されたと出ました。

その中で、その記事を書かれたのは、武庫川女子大学教授 松下良平さんという方でございますが、ここで大事なことが、「主権者を育てる教育を」という大見出しがありまして、若者の投票率低下の理由、その中には、政党や政治家、また若年よりも中高年の方を見て政策をしがちなことが左右されておると。それから、その若者の投票率の低さが主権者としての未熟さと深くかかわっているようなら、問題のすりかえに警戒しながらも、まずは主権者を育てる教育にかけるほかはないというふうに記事が出ております。

最後のほうで、そうしたことを踏まえて、新設の道德の教科化で小中学生段階から積み重ねておく必要があると。そういった心の認識ですか、選挙に対する認識も含めて、それにある程度道德教育は関係あるんですよというふうにこの方はおっしゃっておられます。

私も選挙をする身でございますが、そうした18歳になって投票率も上がるかどうかそれは未知数かも知れませんが、そうした心の教育をしていくことによってみんなが投票し、本当にまちづくりがよくなることを期待するところですが、そうしたところを踏まえた道德教育、これもやっぱり考えていただいおかなきゃいけないと思うんですが、最後に教育長のそこらあたりの見解をお伺いして、質問を終わります。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 道德教育に関していろいろ答弁をさせていただきましたが、結論的に申しましたら、道德というのは、自己や人間の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とよりよく生きようとする心情、すなわち道德心を育てていくということに尽きると思います。

このことから考えましても、自分たちの生活あるいは自分を取り巻く周りの人たちの全ての人たちの生活をよりよくしていくというのは当然、政治と大きくかかわりがございますので、議員御指摘のように、就学前から系統的な道德教育を充実させていくというのは、このことに大きく寄与するというふうに捉えております。

また一方では、これまで答弁させていただきましたように、このあたりと直接関係することが道德の教科書の中にどのような記述として出てくるのかということが、まだだれにもわからない状況でございます。したがって、道德教育とのかかわりでは、教科書が明らかになった段階で具体的な方法というのは考えていくということになるかと思っております。

一方、これも議員御承知のように、現在、とりわけ中学校では公民分野の中で政治ということにかかわっての学習は現在もう既にやっておりますので、このあたりの充実も今回の法改正を受けて、検討していくという必要があるというふうに考えておりますので、そのあたりの検討

を進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○山本議長

以上で答弁を終わります。

以上で秋田雅朝君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員